
令和2年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和2年3月11日 (水曜日)

議事日程 (第3号)

令和2年3月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	教育長	……………	久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	永野 賀子君
総務課長	……………	元島 信一君	財政課長	……………	椎野 満博君
企画振興課長	……………	種子 祐彦君	人権課長	……………	神崎 博子君

税務課長	……………	今富 義昭君	住民課長	……………	吉川 千保君
福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	鍛治 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
宗 晶子	<p>1. 新型コロナウイルスへの対応策について</p> <p>2. 町内小中学校の児童数減少への対策について</p> <p>3. 有機液肥製造施設の稼働について</p> <p>4. 包括業務委託について</p>	<p>①町内小中学校休校に伴う対応は</p> <p>②保護者や非正規雇用の方への配慮は</p> <p>③放課後児童クラブ等への対応策は</p> <p>④感染防止対策は</p> <p>①児童・生徒数の現況及び減少の現状は</p> <p>②町内小中学校すべてにHP開設を求めたいが</p> <p>①施設にて製造された液肥成分中の窒素濃度が半減したと聞くが事実か</p> <p>②液肥成分中の窒素濃度半減の原因と対策及び責任の所在は</p> <p>③液肥利用の現状と見直しは</p> <p>①次年度以降の契約締結はどのように行うのか</p> <p>②業務遂行体制は</p>
池亀 豊	<p>1. 職員の働き方について</p> <p>2. 高齢者・障害のある方への支援について</p> <p>3. 築城基地について</p> <p>4. 総務省自治財政局の令和2年度地方財政計画について</p>	<p>①非正規職員は扶養に入れるくらい低賃金なのか</p> <p>②個人業務委託（非雇用）という働き方について</p> <p>③減り続ける職員について</p> <p>④会計年度任用職員について</p> <p>①デマンドタクシーについて</p> <p>②移動販売などの困難者を助ける事業について</p> <p>①弾薬庫について</p> <p>②基地についての情報は町民の皆さんへ報告するべきではないか</p> <p>①地方交付税及び新たに計上された「地域社会再生事業費」について</p> <p>②幼児教育保育の無償化に係る地方負担分の計上について</p> <p>③国保の財政調整機能の強化の予算計上について</p> <p>④「緊急浚渫推進事業」の創設による地方財政措置について</p>

質問者	質問事項	質問の要旨
	5. 国民健康保険税について	①令和2年度国民健康保険税について ②国民健康保険運営協議会会長研修会について
工藤 久司	1. オリンピック聖火リレーについて	①聖火リレーの進捗状況は ②各種団体への協力依頼は ③町全体で盛り上げる為の取組みは
	2. 奨学金制度について	①現在貸与型で貸付しているが新たに給付型も検討したらどうか
	3. 職員採用と今後の民間委託について	①会計年度任用職員と職員のバランスは ②今年度の採用人数と仕事の内容は ③今後の民間委託はどの部署を検討しているか
	4. 支出に関するポイント利用について	①一般的な備品や航空券等の支出、購入時にカード決済でポイント還元されるが現状は

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は、8人の届け出があり、5人が取り下げましたので、質問者は3人となりました。

ここで、議長からお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問をするようにお願いします。

また、執行機関は責任の持てる的確な答弁をお願いいたします。

なお、質問は前の質問者席から行ってください。

答弁を行う者は所属と氏名を告げて発言をしてください。

これより順番に発言を許します。

それでは、1番に7番、宗晶子議員。

○議員（7番 宗 晶子君） おはようございます。通告に基づきまして質問をさせていただきますが、済みません、マスクをつけると眼鏡が曇るので、外して質問をさせていただくことをお許しください。

まず、新型コロナウイルスへの対応策についてということで質問に上げさせていただきました。

この質問に関しては、刻一刻と状況が変わる中のことですので、やはり答弁も的確にはお答えできないかと思いますが、今わかる現状でということで、住民の皆さんにも知っていただくことが大事かと思えます。どうか、今わかる範囲内での御答弁をお願いいたします。

まず、小中学校休校に伴う対応はということで準備しております。

まずここで伺いたいのは、市町村によってまちまちなので確認したいんですけども、築上町の場合、学校を休業にしたのは、決定権者は誰かということがまず気になります。多分、ホームページの発表とかでは、町長が発信、築上町が決定ということなので、この判断の責任者は町長になると思うんですが、教育委員会で責任主体となっているところもあるようですので、それを確認したいと思えます。

その上で、新型コロナウイルスによる学校の一斉臨時休業は、学校保健安全法の第20条というのが根拠になっていると勉強しました。で、20条は「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる」というふうに書かれておりまして、築上町学校設置条例では、町が責任者として学校を設置していますので、適切だと思

います。

しかし、教育上、さまざまな問題に向き合っていかなくちゃいけないのは、管理者である教育委員会です。なので、学校保健安全法では首長というふうになっているんですけども、町長は学校教育に口を出せるのは、現在のところ総合教育会議のみです。

で、総合教育会議を開催して休業を判断した自治体もあるのは確認しております。総合教育会議で学校休業をどのように、いつから休みにするかとか、対応を考えた自治体もあるのは事実でございます。

そこで、そういう事実を踏まえて本町の学校休業の判断は、学校休業に伴う弊害やリスクを検討した上で判断されたと思うんですけども、その判断過程について、まず、責任主体は町長と思うんですけど、確認です。で、休業に伴う検討過程について御回答をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 基本的には、本当に国の重大事というふうなことで、総理大臣の要請もあっておりました。学校については、春休みまで臨時休校とするように要請するという要請に基づいて、教育長と相談をしながら、最終的には対策本部を設置してから、そこで決定をしたと。こういう状況でございます。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育長の久保でございます。

ただいまの御質問でございます。町長からも回答がありましたように、27日の6時に緊急の要請がございまして、そのときから検討を始めたところでございます。

ただ、本県、福岡県でも既に感染者が確認されていた状況でございまして、そういう中で、私として町長と十分に協議しながら、どの時点で休業に入ったらいいかというところを見きわめながら、早朝に行いました会議の中で最終的に決定をしたところでございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 重ねて、先ほどの質問の続きなんですけれども、弊害やリスク回避については検討内容には上がったんでしょうか。学校休業に伴う弊害、例えば子供さんの行き場がなくなるとか、貧困家庭とか、また、やはりそれに伴って仕事に行けない方、そして、その方への補償等、今、大変問題になっているところなんですけれども、それについての議論はお二人でなされたんでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 対策会議の中で、そういうのは議論をして、パート職員、臨時職員ですか、学校に入れないで、ほかの業務があれば、そこでほかの業務をしてもらうというふうなことで会議の中では決定して、それを各学校に通達した形になります。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 失礼します。

学校におきましては、やはり休業になりますと家庭で養育等ができない御家庭もあるのではないかとこのことを十分に検討して、受け皿づくりを考えました。その中で、学童保育、後ほど答弁もあろうかと思いますが、学童保育の受け入れ、そして社会福祉協議会の協力、そして、それでも受け入れが困難な場合は、学校でも受け入れをしようというようなところが整いましたので、休業という形に踏み切ったところでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 丁寧な対応に、質問して大変よかったですと思いました。御答弁、ありがとうございます。

ただ、この事実、なかなか町民には周知されておらず、新聞等でも話題になって心配されていることでございます。築上町はこんなふうにしっかりしているよというのを、やっぱりホームページ等とかでアピールしていただきたいのと、あと、学校での預かりです。私もホームページをきちんと読まないとわからなくて、ホームページに小中学校における臨時休業のお知らせに、なお、家庭での保護が困難である場合は、各学校へ御相談してくださいときちんと記載されているんですけども、実際に学校での預かりは発生しているのでしょうか。

苜田町では、聞いた話で申しわけないんですが、3分の1の児童を学校で預かっているというふうに聞くんですけども、築上町では現在、どれぐらいの人数の子供さんたちが学校に行って、預かりが発生しているのでしょうか。おわかりになりましたら。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 失礼します。

現在のところ、各学校ともゼロでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。私も、実はこれすごくわかりにくいなと思ったんです。で、預かっていいよと言われることを皆さんは望んでおられますし、本当にいろいろな自治体、さまざまなんですけれども、首長自身がホームページ等で、うちはユーチューブにつながっているかどうかわからないんですけども、学校に来てもいいよということを、だから、安心してお休みの時間を過ごしてくださいというふうなメッセージを上げられております。

なので、その辺についても、もっと周知をしていただいたら、だんだん期間が長くなってくるとに、我が家もなんですけど、本当に親子のストレスはたまってくるばかりでございますので、学校に来てもいいんだよというメッセージの発信をぜひとも町長からお願いしたいです。それが1点、お願いでございます。

そして、卒業式に関して、町長は冒頭御挨拶で、この場では卒業式中止に関してお手紙やお電話があると。で、それに対して申しわけなく思う。で、終息を願うばかりだというふうに、この場では御挨拶いただきました。

しかしながら、やはり私がいろんな皆さんにお会いして、何で卒業式ないのと。ほかのところは簡単にしてもやっているじゃないと。多分もう町長のところにも、教育長のところにもそういうクレームがたくさん来ているというのは、お聞きしておりますというか、クレームを出した人からもお話を聞いております。

だけど、その方たち、学校に対してはクレームを出していないんです。なぜかという、私は学校からのメールを転送していただきまして見せていただいたら、校長先生自身が大変申しわけないという思いを、保護者の皆さんとか生徒さんにしっかり発信なさっているんです。ぜひとも町長も同様に、ホームページ等で、町長が冒頭にお示しくございましたお気持ちを住民の皆さん、特に卒業生の皆さん、保護者の方に発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。あした、何かスターコーンで校長先生のお話が流されると聞いています。そのときにもぜひお願いしたいんですけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応学校の予定では、私の出番はないというふうになっておりますので、もうそのまま学校の予定どおりに私がやってもらうと。これが私はもうそれがいい。私の談話でも、全ての行事等々来賓の挨拶は辞退させていただきますというのは出してしておりますので、そこは徹底して集団的感染防止ということで、FMはもう時間の都合で校長だけだということになっておりますので、急に言われても、そういう形にはなり得ないと私は思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） FMは本当に急なことなので仕方がないと思います。しかしながら、発信する手段は幾らでもあると思いますので、ぜひとも町長御自身のためにもきちんとメッセージを発信していただきますよう、切にお願い申し上げます。

さらに、先生方、保護者の皆さんとお話ししていて一番気になるのは、学業保障の問題です。3学期の単元が終わっていないまま次の学年に上がってしまうこととなります。きょうの新聞も、また10日間の休業というふうに総理大臣がおっしゃっておられましたので、また学校再開で、豊前市等は何か25日から3日間ぐらい学校をやりますというふうにホームページで発表がございました。

築上町は学業保障に対してどのように考えていらっしゃるのか、現時点で決まっていることとか、検討されたことを御報告いただければと思います。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 学習保障に関してでございますが、各学校における教育課程の実施状況というものをきちんと、今、把握をしているところでございます。

その中で、未履修等があれば、その部分についてきちんと家庭学習で補える部分は家庭学習でするんですが、新年度になりまして学年が上がった段階で、きちんと次年度の年間指導計画の中に位置づけて実施するというような形を考えているところでございます。

卒業する中学校3年生につきましては、もう全く未履修の部分はございませんので、御安心をいただきたいというふうに思っております。3月2日からございましたので、学校によってはもうほとんど授業が終わっていたというところもありますが、これ学校格差がありますので、十分にできていない部分が積み残しにならないように、学校のほうできちんと対応する体制を整えているところでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。次年度の中に組み込むということで、当然のことだと思んですけども、やはり子供たち一番心配なのは、夏休みはどうなるんだろうとか、やっぱり休みを返上してでも組み込むということも検討されているということで、よろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 今のところ夏休みを短縮する等々はまだ検討段階でございますが、土曜授業等を充実させるなどして、授業時数も確保していきたいというふうに考えております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 検討段階との内容等、ありがとうございます。よくわかりました。

では、学業のほうです。今後困らないようにどうかよろしくお願いいたしますとともに、築上町、残念ながら成績が余りよくない地域でございます。で、この休みの間に教育格差が広がるという点も大変心配な点で、はっきり言って子供は、我が子も休みがあるから本を読みなさいと言われても、勉強なんかしませんので、本当に、あなた、格差が広がるよとは言っておりますが、本当に心配で、どれだけ学校へ頼っていたかということを、今実感しているところでございます。どうか、学校の中で最低限の学習ができますように、よろしくお願いいたします。

次の放課後児童クラブへの対応策はということで、福祉課長が御答弁を準備してくださっているみたいですので、現状の御報告をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。

放課後児童クラブの現状でございますが、現状というか、もう今回は大分振り回されておりま

して、27日の安倍首相の発言を受けて、もうその日の19時過ぎに実は社協等と、感染拡大防止の観点からいくと、今回、放課後児童クラブも閉めるべきではないだろうかということで協議をさせてもらってありました。

その夜、厚労大臣のほうから学童・保育所については現状どおり開所をとということで、翌日に社協と協議を行って、2日から学校が休校になった場合の対応等について話をさせていただいております。

それで、一応もう長期休暇期間と同様に、朝からの受け入れの対応をするということを決めました。また、感染予防のための衛生管理の徹底、それにつきまして児童の来所前の検温の徹底です。通常、保育所の未就学児の未満児とかでは検温の徹底があるんですが、学童については検温の徹底とまではなかったもので、その徹底の通知をするようにしております。

そして、来所してからも体調管理の徹底です。時間おきに検温等を行うこと等を決定しております。

また、衛生管理でアルコール消毒等をするように要請をしております。

で、町の委託の放課後児童クラブだけで受け入れがもし困難になった場合は、社協のほうで夏季学童というのを別途行っておりますので、社協のほうでそういう形で受け入れてもいいという承諾も得て、今回の休校に入ったところでございます。

で、実際に週が明けて以降なんですが、休校になってからなんですが、余り問い合わせ等はなかったんです。実は、その土日とかも私は出てきていたんですが、特に問い合わせ等もございませんでした。

で、私が心配していたほどの新規の申し込みというのが殺到することもなく、逆に、今回コロナ感染を心配され、やっぱり放課後児童クラブのほうで学校に比べて児童間の密度が高いので、リスクが大きいんじゃないかという報道等が行われておりまして、それを心配され退所する児童というのが逆にふえているところで、今、コロナの一斉休校前に比べたら、実は若干減という受け入れ児童数になっております。

しかし、3月2日から休校になって、長期休暇と一緒に午前中からの受け入れを行っておりますので、先生の人員確保というところが今困っているところで、教育委員会にも協力をしていただきまして、教育委員会から3人の方を紹介いただきまして、放課後児童クラブのほうに来てもらっている現状でございます。

ただ、朝7時から夕方6時半までの開所時間になるので、まだまだ人員がちょっと不足している部分と、あと、今回前倒しでこうやって長期休業対応になってしまったせいで、放課後児童クラブで働かされている先生方というのが、通常であれば大体3時から6時ぐらいまでしかないのですが、扶養の範囲で働かされている方がほとんどになっております。その方に無理を言って朝から出してもら

っておりますので、今後、年末に向けて逆に人員の確保が心配になっているというのが今の現状です。

衛生管理については、先ほど言ったように、思ったよりも逆に保護者の方々が心配していただいて退所児童が若干ふえたおかげで、若干その密度が減りましたので、幾らかいい環境で今は行えているんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 放課後児童クラブに対してのさまざまな対応を本当に感謝申し上げたいところですし、やはりこの質問をしてよかったなど、今の御答弁をお聞きできてよかったなど思っております。

限られたスペースの中で、政府が要請する1メートル以上間隔をあけてとかいうことに対しても、無理だろうと思うけど、多分頑張ってくださいだろうなと思いますので——でも、難しいですよ。子供さんに団子になるなど言っても無理な話です。一緒にいたらくっついて遊ぶは当然ですので、無理難題な中、一生懸命対応してくださっていることがわかって、よかったと思いました。

で、最後、感染防止策なんですけれども、やはり国会でも連日言われているマスクの問題です。で、町も備蓄のマスクがあったと思うんですけれども、先日もちょっと高齢者の方からお電話があって、マスクを町は配っていないのかと。で、たまにルミエールとかで売っていても、1人1個だから、友達に買ってきてもらうこともできないから、町が配っとったら、持っとんやったら配ってもらえるのかということなんですけど、マスクの備蓄の現状と、それを今後どうするか、どのようにするかということを御回答いただければと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

マスクの備蓄なんですけども、前回といいますか、新型インフルエンザがはやったときにマスクを購入している分がございます。国のほうでも、安倍首相が国会のほうでも答弁しておりましたけども、それが10年前ぐらいのもんですから、その分が有効に活用できるのかどうかという判断がございますので、その分をむやみに住民の方にお配りして、もしそれが使えなかったということになったらいけないので、今のところ、備蓄等については2万枚ぐらいございますけども、住民の方には配布をしておりません。

ただし、私たち職員につきましては、さきの一番最初の福岡県で発症した後に、2月の21日に関係課会議ということで全課長を集めた際に、翌週の2月の24日から各職場のほうにマスクのほうを、全部の課に46箱、2,300枚ほど配布をして、今、私たちもつけているところで

す。

また、庁外につきましては、築上町の保育所連盟のほうからマスクを配布していただけないでしょうかという要望が、福祉課を通じてありましたので、町内の保育所連盟のほうに10箱、5,000枚ほど配布をしております。

また、きのうの段階で社会福祉協議会のほうから、社会福祉法人のほうの連合会というか、協議会がございしますが、そちらのほうも各老健施設等の分のやっぱりマスクがないよということで、町の備蓄の関係の分を配布していただけないでしょうかという要望がございましたので、その分も、先ほど申し上げましたけども、ゴムとかここらあたりの部分が劣化している可能性がございしますが、それでよろしければということで、今のところ配布を予定しております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 国会でも10年前ものがあるって、使えるか使えないかチェックしているとかという話は耳には入っているんですけども、施設とかで有効に使っていただけるのは大変結構だと思います。

また、その自治体とかに国会のほうから配るとかという話も、今、出ているようですので、国会で自治体に配るという話が出ているようですので、包括等を通じてお困りになっている高齢者の方にお一人何枚までだけだという形で配布してあげることも、今後御検討をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後にちょっと、対策会議のことについて伺いたいと思います。

で、立てられないと思うんですけども、対策会議において今後の見通しです。やっぱり3月20日まで公民館が休館で、何もできなくて困ると言っていますけど、もう十日は無理でしょうし、それもわかるんですけども、現状、もう本当に国の方針がころころ変わるから回答できないのもわかりますが、どれぐらいの周期で会議を開催して、どのようなことを決定していつなのかということをお答えいただければと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

対策会議については、2月の28日の日に築上町新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱というのを作成いたしましたので、第1回目の会議を2月28日にしたところでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたけども、2月の21日に、まだ要綱ができる前なんですけども、関係課会議ということで会議をして、国の動向、県の動向等を踏まえた分の各課で情報共有を図りました。

で、平成21年に新型インフルエンザがはやったときに、町のほうで業務マニュアルというの

を、きょう持っているんですけども、作成をしていました。その分の業務マニュアルを再度見直しをして、今回の新型コロナウイルス感染症に関する業務対応マニュアルということで、新たに改訂といたしますか、再度設定をして各課のほうで、もし築上町で発生した場合どういう対応をすべきなのか、窓口でどういう対応をすべきなのかという分のやつを周知徹底を図っているところでございます。

あと、2回目の分は3月の2日の日に会議をいたしまして、先ほど町長や教育長が申し上げましたとおり、学校の休校関係や施設の閉鎖、もしくは行事の中止という分のやつを決定したところでございます。

その後、政府の情報等がありましたら、関係各課のほうには、総務課のほうで文書を受け付けたものに関しては、学校教育であれば学校教育課のほうにも送付をしておりますし、そういう状況でございます。

今のところ、2回ほど開催をしているところでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） わかりました。御説明、ありがとうございます。マニュアルの見直し等、適切に対応されておりました、本当危機管理がしっかりこの件に関してはできているなと安心したところでございます。

また、議員の皆様の委員会等で今の質疑が参考になるかと思っておりますので、また、住民の皆さんの声とかをお届けいただければ、ありがたいなと思っております。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

町内小中学校の児童数減少への対応策についてということで、児童数の現況及び減少の状況はということですが、これは前回の鞆野議員の資料をいただきましたので、令和元年度になって、いきなりかなり児童が減ってしまったなというところがわかったところでございます。

それはわかりますので、次の質問の町内小中学校全てにホームページ開設を求めたいがという点についてでございます。

人口の減少は、2月末現在で、町内全体の人口はこの間ホームページに出ていたんですけど、1万7,987名ということで、1万8,000人を割ってしまったなという現状がございます。

それにしても、お年寄りが亡くなるのはもう仕方がない、自然減少のことでございますし、本当寒い時期は死亡の放送が多いのがわかっています。

ただ、やっぱりどの自治体にとっても悲願は、子育て世代に住んでいただくことでございます。町長は、3年前ぐらいに御質問させていただいたときに、自衛隊の方に家族で住んでもらおうとって要請はしていると言っていたいただきました。せっかく基地があるんですから、やはり若い世代、子育て世代の方がたくさん基地では働いてくださっていると思います。

しかしながら、なぜか築上町は選ばれていないのはなぜだろうということで、学校の先生とお話ししましたら、学校はこんなに頑張っているのに、アピールできる機会がないんだよねって。で、自衛隊の方は築城に転勤が決まりましたと思うと、さあ、どこに住もう。官舎という方もいらっしゃると思うんですけども、さあ、どこに住もうと思ったときに、やっぱりどこの学校に子供が通うことになるのかなというのがすごく心配になると思うんです。

で、今どきの方ですから、当然インターネットでどんな学校があるのかなということで、学校のホームページ、まず築上町ホームページから小中学校とか、教育委員会というリンクに飛びまして、で、学校のホームページをごらんになると思うんです。

で、築上町のホームページがどうなのかなという現状を見ますと、小原小学校が今は大変活発に、その前が椎田中学校も大変活発なんですけど、同じ教頭先生が小原の校長になったということで、小原のホームページはすごく更新も次々変わっていて、子供たちの様子も、写真の撮り方も子供の顔が映らないように上手に撮ってありまして、個人情報にも配慮した上で更新をされています。

で、椎田中学校も残念ながら卒業式は3月12日ですと書いたままだったんですけど、一応更新はされておりました。2月末までは更新されていたと思います。

で、築城中学校は全然更新がなかったです。

で、もう一つ、築城小学校がリンクが張ってあったんですけど、そのページはなくなっていました。築上町の学校のホームページはそういう現状です。

やはり築城基地に赴任される隊員さんは泉小学校区の方がとても多いんです。で、行橋のホームページを見ましたら、全部の学校に、行橋市のホームページから小学校・中学校にリンクが飛ぶようになっておりまして、学校によっては更新がきちんとなされているところとなされていないところと両方あるんですけども、人気の泉小学校は、もうコロナに対しての休校と校長のメッセージ等をきちんと発信されておりまして、やはりこういう学校が選ばれる学校なんだというふうに考えました。

かといって、こんなに簡単にホームページをつくれと言っても、技術が要るし、あと、やっぱり発信したいという思い、両方が必要になると思います。で、この小原小学校の明石先生に伺ってみましたんですけども、明石先生は、思いも技術もあるから僕はできるよと。

で、ほかの学校は思いはあっても技術がない人。で、技術はあっても思いがない人が赴任されていると。だから、その両方をマッチングさせて、町のほうで手助けして、学校の発信をぜひともホームページで行うと、子育て世代に住んでもらえるんじゃないかというふうにお話ししたところでございます。

今、築城中学校、椎田中学校にベネッセのシステムエンジニアが何回か派遣されているという

ふうに向ったんですけれども、そしてまた、職員の方にもS E資格がある優秀な方の存在をお聞きしているところです。ぜひ、そういう方に各学校のホームページのベースをつくること。そして、学校の校長先生はまた仕事がふえて申しわけないんですけど、校長先生がせめて学級だよりとまではいかない、学校通信ぐらいを毎月更新するぐらいのことがあったら、学校の魅力を伝えることができるし、選んでいただける学校に考えていただけるんじゃないかと思うんですが、町長、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 本年度、ホームページ編集用のソフトの購入を实はしております。そして、令和2年度にパソコン機器の更新に合わせて、ICT支援員の導入を検討しているところです。

今後、各学校でのホームページの開設ができるように体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。何か一生懸命しゃべったのがすごい無駄になって、残念なんですけど、もう思いはわかっていただきまして、その準備ができているということで、町長、御答弁がありますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 題が生徒数の現況・減少という形、これはもうホームページだけじゃございません。いろんな要因があって、これはもう減ると。これは間違いないんですね。日本の人口全体が減っておる中で。しかし、極力減らない努力はしていかにやいかんだろうというのは、このホームページも理由づけの一つになろうかと思いますが、まだ、多々努力しなきゃならん項目がたくさんございますので、環境整備、これがやっぱり私は一番大事な事じゃないかなと思いますし、いろんな形の中で築上町はいいなという羨望的な形も少しは出てきておるんで、それはそれとして皆さんが理解して、こっちに住んでもらうような方策を進めていくと。これが大事だと思います。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 町長おっしゃるように、確かに一時的に住んでいただいても、どっかに出ていってしまったらもったいないので、やっぱり学校を選んでいただいて、ちょっと住んでいただいて、いいなと思ったら、もしかしたら家を建ててくださる方も結構いらっしゃるみたいなので、その住環境整備についてもぜひともお願いしたいところでございます。

で、確認できたところで、次の質問に移りたいと思います。

では、有機液肥施設の稼働についてということで、質問項目に上げさせていただいております。

施設にて製造された液肥成分中の窒素濃度が半減したと聞くが、事実かということ。そして、事実であれば、その窒素濃度半減の原因と対策について、まとめて、産業課長と環境課長になるんですか、御答弁をお願いできればと思います。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

まず、1点目の窒素濃度の半減についてでございますが、議員御指摘のとおり、現在、窒素濃度が1000ppm程度になっております。これは、従来約2000ppm程度だったときと比べると、約半分になっているというのが現状でございます。

それから、2点目の半減の原因と対策及び責任の所在はというところでございますが、現在、環境課とともに原因の究明に努めているというところでございます。

状況としては、し尿の投入量、それから浄化槽汚泥の投入量等、各種のデータ収集を行いながら、また、協力機関の九州大学の先生方の知見・協力を仰ぎながら、現在、原因究明に努めているというところでございます。

現時点で判明していることといたしましては、原料のし尿自体の窒素濃度が分析の結果低い値になっているということでございます。直近の2月に行った分析結果で申しますと、第1施設で1200ppm、第2施設で850ppmと。原料自体2000ppmの約半分程度になっているという状況でございます。

液肥の製造過程から申しますと、原料の窒素濃度が製品になる過程で減ることがあってもふえることはないということで、九州大学の先生から聞いておりますので、その原料自体低いというところが今現時点でわかっているというところでございます。

それから、この結果が一時的なものなのか、それから今後継続するのか、また、原料以外に、そのほかに要因があるのか等、いずれにしても原因究明にはもう少し細目に、それから継続して濃度分析を行いながら、この結果をもとに原因の究明、対策に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 武道環境課長。

○環境課長（武道 博君） 環境課の武道でございます。

ただいまの宗議員の質問なんですけど、今、産業課長のほうから説明があったと思いますけど、環境課と産業課で常に連携をとりながら、今後、データの収集の回数をふやして、現状の分析について把握して、原因究明に努めていきたいと思っております。

まだはっきりした原因がつかめていないので、回数をふやすことで濃度のむらといいますか、そういった原因がつかめるかもしれませんので、この辺を十分に検討していきたいと思っております。

ます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 検証中なのはよくわかりました。

質問で1つ忘れていたんですけれど、一般質問じゃなかった、議案質疑のときに、タンクの貯留率について御回答をとお願ひしておりましたので、済みません、そちらもお願ひいたします。

○議長（武道 修司君） 武道環境課長。

○環境課長（武道 博君） 環境課の武道でございます。

貯留率について説明させていただきます。

貯留率につきましては、第1施設、第2施設で貯留タンクの合計が6,200トンあります。現在の空き容量が約150トンで推移しておりまして、貯留率につきましては、現在97%となっております。

この高い理由なんですけど、ことし1月は雨が多かった時期等がありまして……以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。

貯留タンクが90%以上で、やはり常にし尿は運ばれてくるわけで、出口が、その麦の追肥のときにうまくいかなかった。天候の状況とか、いろいろな問題もあったと思います。議案質疑でも申し上げましたけど、その点については、もう起こってしまったことは仕方がないので、もう特に原因究明とかはするつもりはありません。

しかしながら、問題点が3つあると思います。

まず、液肥の成分が保障できていないということと、2点目が貯留率と、3点目が追及をしないとと言いながら、今後の管理体制をしっかりとすべきだなという点、3点について一緒に考えていただければと思います。

1点目は、液肥の成分が保障できていないということは、農家の信頼を失ってしまうということです。液肥が使っていただけなかったら、誰が困るって。農家の方はかわりの肥料があるけれども、液肥の持って行き先がなくなってしまうということです。で、使っていただかないと困る。

で、窒素が半減した肥料が、肥料管理上使用していいのかという点もありますので、この辺にも気をつけた上で、使えなかったら、もう産業廃棄物として処理するしかないですし、もし使えるのであれば、使っていただける農家さんを探して、本当、町長の決裁で多分お金はいただかないこともできるというふうに条例に書いてありましたので、そういう手段を早急に考えなければいけないと思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。それにしても、予算措置も必要だと思いますので、ぜひともお願ひいたします。

で、2点目の液肥の貯留率が90%以上という点に関してですが、実はきのう、多分現場の方は物すごく焦っていらっしやるんだらうなと思うのが、液肥の運搬車が4台、物すごいスピードで築城の城井谷を上っていらっしやったところを、外出した折に偶然に見てしまいまして、あのでっかい車がもう猛スピードで走っていらっしやるので、やっぱりもう心配になりました。多分、そのタンクの液肥をどうにか農家にまいてもらおうと思って、本当に滝のようにじゃぶじゃぶ水田にまいていらっしやる現状もあるみたいなんで、実際、その液肥の需要と供給のバランスがうまくいかないことが、そういうことも仕方がないのかと思いますけれども、安全第一でお仕事をさせていただきたいという点がもう一点。

そして、一番心配なのが、し尿は97%ということで、3%って、150トンというと、1月に100トンできるんです。それで、いつになったらいっぱいになって、いつになったらし尿の持って行き先が困るのかということも考えていらっしやると思うので、おわかりになるようでしたら、環境課長、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 武道環境課長。

○環境課長（武道 博君） 環境課の武道でございます。

ただいまの質問ですけど、液肥の製造工程からちょっと話になるんですけど、今現在、貯留タンクにたまって、150トンの空きの容量があるということです。

その前に、成熟槽というところの槽がありまして、そこである一定期間の発酵を終えた分をタンクのほうに移送します。で、その成熟槽に移る前に原料槽というものがありまして、まずそこでまた受け入れをするという形になりますので、今、タンクの容量が少ないのですぐいっぱいになるかということにはならないという形です。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） すぐのすぐではないということで、一応安心していても、し尿の持って行き先がなくなるというようなことはないかと安心していいということですね。安心できる御答弁をありがとうございます。

ただ、やはりこのような状態がまた次来ないとも限らないです。で、し尿の持って行き先が万が一なくなったときとか、あと、やっぱりタンクの余裕というものが必要だと思います。ここは、もう町長にタンクの新設、前は何か上城井のほうにタンクを一つつくって、そこからまいたら効率的じゃないかという話が会議の中でとか、雑談かもしれませんが、出たようなことは聞いております。

また、そういう予算措置と、あとは九大の先生と知見をとって協議していくにも、やはりお金がかかることですので、予算措置を求めたいのと、あと、やっぱりし尿もいつ運び込め

なくなるかわからないということであれば、やはり近隣の市町村とも連携がとれるような体制をとっていただきたいんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 液肥の成分が薄くなったという形になれば、今のところ一応倍の施肥をやっておるというのを、私は報告を受けています。実際、施肥基準にそれで満たすという形になります。例えば、1反に1台ふるのを、1反に2台ふるという形で、水分は少し多くなるんでしょうけれども、肥料としては十分に賄えると。そういう措置で肥料成分の薄いときは、適宜にそういう措置をとればいいんじゃないのという形でとっておるといって、だから、施肥基準を変更する必要も今後出てくるかもわかりません。ずっと薄いものであれば、施肥基準で1反に今は1台なんです、10アール。大体1台を目安にまいておるといって、10アールに2台分まくと。これで、施肥基準を変えていくという方法もございまして、あとは、前のちゃんとした大体2キロですか、それにもっていくような方法にすれば、従前の方法は、農家の皆さんがやっぱり一番安心するだろうと思うので、従前の濃度になるのが一番いいんですけど、それがなり得ない場合は、施肥基準を改めるという方法しかないだろうと。そして、増設もありますし、緊急措置としては、ポリタンクを借りながら、今は5ヘクタール連担でないとまけないという基準で、5ヘクタールを連担でやっているところには機械を持っていておりますが、そうではないところにタンクを購入して、水路から流し込んでもらうという方法もとる措置ができるので、築城のほうではそういう措置もいいですよという話を、現在進めておるところでございまして、だから、連担でなくても、タンクさえそろえばそれぞれ農家の自分で、そのかわり責任を持って入れてもらうという、今のやり方を少し変える方法も検討しておるといって、現状でございまして。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） いろいろ考えていただき、本当に安心できるところでございます。

それにしても、予算が伴うことですので、ぜひとも予算措置と、あとは何か九大の先生とも、研究をずっと続けていってほしいという話も聞いております。で、液肥なので重いから、それをろ過して半減するとかいう話も聞いておりますので、そちらのほうにもぜひとも予算措置をお願いしまして、町の根幹である循環が切れないように、よろしく願いいたします。

最後に聞きたいんですけど、環境課が製造、産業課が散布ということで、条例のほうには、製造施設の管理を環境課が行い、有機液肥施設に従事する者を指揮監督すると書いてあるんですけど、環境課の職員の方が、条例の2番に、有機液肥製造施設に必要とする管理者を置くことができるというように書いてあるんですけど、条例に、環境課所管として。

で、その管理者というのは一体どなたになるのか、わからなくて、もしかしたら、町の環境課の職員配置図を見せていただいたんですけれども、清掃センターにもちゃんといらっしゃるんですが、環境課のどなたがその職務を担っていらっしゃるかというのがわからないんです。

で、産業課のほうは、液肥の循環係が3人——1人は兼任ですけれども、3名いらっしゃって、でも、管理体制というか、どこの課の方がその液肥の全体の管理をなさっているのか、責任の所在が曖昧なので、御説明をお願いできますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 武道環境課長。

○環境課長（武道 博君） 環境課の武道でございます。

管理の面ですけど、環境課のほうとしては、第1と第2の施設があるんですけど、維持管理面をこちらのほうで一応予算計上して行っているところであります。

宗議員の説明にもありましたけど、散布は産業課のほうを担当となっていますので、結局、産業課と常に連携をとりながら、今、行っているのが現状であります。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 今、私が液肥利用者の方から伺うのが、その散布のほうに丸山さんと米谷さんという方を置かれているんですけれども、その方たちは散布の仕事だけをしているんですか。管理は環境課の所管だけど、産業課の方が管理も担っているということでしょうか。確認です。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課の鍛冶でございます。

今、管理体制といたしましては、職員の配置は、在籍は産業課で在籍をして、2名職員を配置しております。そのうち、2名のうち1名は液肥の散布の申し込み受け付け、それから散布計画の策定等、散布のほうを担当しております。もう一名が、産業課に籍はあるんですが、施設の維持管理を実際は担っているという現状でございます。

今、この点がちょっと産業課と環境課でやっぱり業務分担が、責任分担がはっきりできないと、こういうこともございます。先日から環境課長と協議をいたしまして、来年度以降ちょっと、産業課それから環境課等の在籍をはっきりするべきだ。この辺をちょっと検討したいなということで、環境課長と協議をしているという状況でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） わかりました。では、次年度以降はきっちり管理というか、分担を決めて、もしかしたら条例の変更の必要があるようだったら条例の変更等もして、きちんと管理ができるということで、それぞれの所管が担うということによろしいですか。はい、どうか、よろしく願います。その辺で、私は今回のふぐあいが生じたんではないかなというふうに考

えているところでございます。

もう時間もありませんので、液肥の成分保障とタンクに液肥がたまらないように、液肥の配置が望む方にきちんと行くように、よろしく願いいたしまして、最後の質問です。ちょっとあと5分しかないんですけれども、どうしても気になることがありますので、伺いたいと思います。

契約締結については、もう議案質疑の折にお答えいただきましたので、もう3年ということで、あれと思いましたが、もう結構でございます。

で、業務遂行体制ということで、偽装請負にならないかという点について御質問させていただきたいんですけれども、時間の都合上、ちょっと委員会等で個別に御質問をさせていただければと思います。

で、ちょっと気になるのが、前回の町長の議会の答弁でございます。

12月議会におきまして、包括業務委託の予算の議案質疑に対して、元島総務課長が北代議員の質問に対して、この業務委託される方の期末勤勉手当は制度設計にないと御解答をくださいました。で、私も事前ヒアリング等でそのように伺っておりましたし、期末手当、つまりボーナスは包括業務委託をされる方には支払わないという旨は確認済みでしたので、北代議員の質問によってこの場で確認されましたが、その後、一般質問で、町長が最後に、宗議員は決めつけてボーナスを払わないとか言っていると答弁されましたけれども、これはやはりどっちの答弁が上かという、町長の答弁が上なので、やっぱり混乱しちゃうわけです。

それで、実際どうなのか。結局、今度、包括で委託される8,600万に期末手当、ボーナスを含んだ金額が計上されているのか、いないのかについて、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今回、令和2年度で上げております8,600万円につきましては、先ほど、宗議員さんが言われたように、賞与、いわゆるボーナスの分の額は入っておりません。一応、3カ年のプロポーザルを行うときの予算、12月に2億5,800万円の債務負担行為を設定の提案をした分の中でも、賞与額は入っておりません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） では、待遇は変わらないということで、やはり町長には本当にその時点でわかっていらっしやったのか、わかってなかったのかというか、もう本当こんなことを言ってもうしわけないですけど、やはり一般質問で、あれという答弁があると、こちらもわけわかんなくなるんです。ですので、最後にちょっと一言いただければと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には一応包括した会社が決めることであって、一応プロポーザルの中で町は出さないという形になっておったけれども、向こうが出すという形になれば出してもいいんじゃないかなと。これは当然そういう形になろうかと思しますので、会社の状態によるというふうに私は思っております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、ここで一旦、休憩とします。

再開は11時10分からといたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番目に、13番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 質問に入ります前に、新型コロナ対策について一言発言したいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） はい。

○議員（13番 池亀 豊君） 今回の全国一律休校要請ですが、この要請の次の日の西日本新聞の報道では、前代未聞の要請と報道されています。そして、昨日の国会では、政府の感染症対策本部専門家会議の方が、この学校閉鎖が効果があるという科学的根拠はないと答えています。我が党は全国一律休校要請で子供たちの学校での学び、遊び、成長する権利が制限された上、就学援助を受けている世帯などは、学校給食がないことで、子供の健康と家計が直撃を受けているとして、政府に対して一律休校要請の真摯な反省を求めました。

この要請を学校に出されたのが2月28日です。29日、3月1日は土日です。この要請を受けて京築2市5町では、上毛が3月5日から、行橋・苅田・みやこ・吉富が3月4日からの休校を決めました。3月2日からの休校を決めたのは豊前と築上だけです。私は、せめて3月4日からであれば、連絡を受けた学校は、子供たちに少しでも気持ちの準備をさせることができたのでは、また、先生たちの準備ももっと丁寧にできたのではないかと、私は思います。

以上、私の気持ちを述べさせていただきます。質問に入ります。

初めの非正規職員は扶養に入れるぐらい低賃金なのか。

12月議会で、7月から始まる会計年度任用職員制度で、扶養に入れなくなる方がいるというお話がありました。今、現状、非正規職員は扶養に入れるくらいの低賃金なのでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。

扶養に入れる・入れないという範囲なんですけども、今、一般職の非常勤職員の方の雇用形態は違っております。会計年度職員においても雇用形態が違う場合がございます。例えば、1つの業種で1人の方が例えば15日勤務で、1日当たり7時間45分勤務をされる方の総額、もしくは、月当たり8日、同じ勤務であっても8日しか勤務しなければ年収が異なりますので、その年収によって税法上の配偶者特別控除等の扶養がとれない場合もございますし、会社によっては、ある一定の収入を得れば、会社での扶養手当等がとれない場合がございますので、そういった意味で御答弁をさせていただきました。

今回は、会計年度任用職員になりますと、ほとんどの会計年度任用職員につきましては賞与が支給されますので、賞与の分が、今、条例上2.6カ月となっておりますから、例えば今、扶養のぎりぎりの線の収入がある方がこの分を超えてしまう可能性があるのも、配偶者の方の扶養に入れないという意味で、御答弁したつもりでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 次の質問です。12月議会で、水道検針が個人委託になっているという答弁がありました。この雇用という働き方について、委員から「もしけがをしたとか、何かあったときに、その人に全て責任がかかるというような契約なんです。その人個人に業務委託をするということは、その人自体を追い詰めるというような形になるだろうと思う。一刻も早く会社の福利厚生が受けられるような状態にするのが妥当だと思う」などの意見が出ました。

このような労働者を追い詰めるような働き方をさせていることについて、町は何ら反省の態度を示しませんでした。このような雇用によらない働き方をされている方はまだいらっしゃるんじゃないですか。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。

個人委託の関係なんですけども、委託関係につきましては、総務課のほうで把握は全体できておりません。各課のほうで個人委託をやっているところがございますので、今回、包括業務委託を上げている水道の検針の業務というのは、個人委託になっております。

ほか、私のほうが今、存じ上げている分は、総合管理課や財政課のほうでやっております宿日直の業務につきましては、個人委託になっているのではなかろうかなというふうに思っております。

す。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 次に、職員の現状について質問します。

日本の総雇用者数に占める公務員数の割合は、OECD加盟国の中で最低の5.89%です。最高のノルウェーの約5分の1、OECD平均の約3分の1の公務員しか日本はいません。

総務省のデータでは、1994年に3,282万人だった地方公共団体の職員数は、2018年には2,732万人へ、500万人以上減っています。今議会の議案の中にも、4年ほど前から計上されている非常勤特別職報酬、産業医報酬というのが1,000万円弱計上されています。

職員の皆さんの体のふぐあいなどが発生しているのではないかと思います。今、地球温暖化などによる大災害が全国各地を襲っています。町民の皆さんの命や暮らしを守るために、必要な人員を私はふやす必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 職員数でございますけれども、合併したときに築城町と椎田町の合計の職員が250名を超えておりました。これが合併したんで、一応目安を200人体制ということで、200名体制の計画表をつくりまして、一応採用を控えたり、それから退職がたくさん出たときは7割、8割の採用と、こういうようなことで、200人体制にやってまいりまして、ちょうど平成30年度に201人になってきたところでございます。

現在では、産休とか、いろんな休職者が多いというようなことで、若干やっぱり業務が非常に無理だというようなことで、現在の町の職員が再任用を含めて202名ですけれども、令和2年度採用予定者ということで、4月1日には再任用を含めて207名になる予定で、働き方改革等もございまして、若干増員をさせていただくように、一応そのような形で4月1日からなろうと思います。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） ぜひ大変な職員の仕事を守る体制を整えていただきたいということを言いたいと思います。

次に、会計年度任用職員について、先日、総務課でお聞きしました保育士についての説明ですけど、保育所の保育士は3歳未満の場合、3人に1人、4人に2人と定められていると教えていただきましたけど、そうですか。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤です。

ただいまの質問ですが、乳児については3人に1人で行っております。で、年齢に応じて6人

の1人、で、もっと上がれば15人の1人、もっと上げれば30人の1人というふうに変わっていくような。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 私は総務課長から教えていただいたんですけど、3歳未満が減って、1人保育士が要らなくなる。そういうときに、人事評価で更新するかどうか、継続雇用をするかどうかを決めるとおっしゃっていましたが、そういうことでしょうか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

会計年度任用職員につきましては、先ほどから申し上げております賞与の支給や交通費に係る費用弁償という分の利点がございますけども、今までの一般職非常勤と違いまして、今後、私たち職員と同じように、人事評価制度やサービスの専制等のいろんな制限等が入ってまいります。

また、4月から採用いたしましても、1カ月間は条件つき採用ということになり、私たち職員は6カ月間の条件つき採用になります。4月の1カ月間のその方の職員の働き方の状況を見まして、5月1日から本採用するのか、しないのかということ、職員と同じように担当課長のほうが分析といいますか、評価をいたしまして、正式決定をするような形になります。

また、1年を通しまして、あくまでも会計年度ということなので、4月1日から3月31日までの雇用になりますので、来年度以降も、例えばその業務があれば継続雇用になるのか、この方はやっぱり1年間を通じて業務的に継続雇用は難しいなということであれば、新たに、新規にその任務を行う会計年度職員を公募するような形になると思いますし、業務が例えば令和2年度で終了するような件で会計年度職員を採用している場合につきましては、令和3年度にはこの業務がございませんので、1名雇用してもダブつくような形になるので、そういった意味で御説明申し上げたつもりでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 町長にお伺いします。

今、答弁いただきましたけど、これは、地方公務員法は「行政サービスの安定性と質を確保するため、公務は任期の定めのない常勤職員が中心となって担う」という無期限任用の原則を持っています。確かにこの会計年度職員は、そういう制度だと思いますが、この地方公務員法のほうが、私は優先すると思います。今のように堂々とそういうことを答弁されるのは、この公務員法に反しているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 地公法の中にもその項目がございます。条件つき採用ということもござ

いますし、それから、勤務成績、良好というか、そのところではどうだろうかと思えますけれど、1年という一つの契約がございます。そこで、この人は著しくちょっと業務に耐えかねないという形になれば、当然やめてもらうしかない。それは当然あると思えます。普通の今の一般職職員でも、堪え切れないというときには、分限免職という制度がありますため、それと大体同等な形になるのではなかろうかなと考えておりますので、採用するときに、よく見きわめながら採用は必要だろうと、このように考えております。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。

法律の関係でございますけども、昨年の9月に会計年度職員の条例を提出した際に、この条例については、地方公務員法の第24条第5項及び地方自治法の第203条の2の第5項の規定に基づいてということで、池亀議員さんが言われた分から地公法が改正されておまして、その精度が、今度令和2年の4月1日から施行ということになっておりますので、つけ加えて説明させていただきました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 私のほうが間違っていたということですけど、私は、間違っていたのは私が悪いんですけど、私の言いたいことはわかっていただけたと思えます。

先ほどの答弁、堂々とそういうことをおっしゃるのは、私はいかかなものかという気持ちを持っております。それだけは言っておきたいと思えます。

次に、今回の会計年度任用職員ですが、フルタイムの場合給料及び手当の支給対象となり、扶養・地域・住居手当など、各種手当の支給が可能となりますが、パートタイムは報酬及び費用弁償、交通費支給の支給対象とされ、明文上で支給可能とされた手当は、期末手当のみとなっております。

築上町の場合はパートタイムだということですが、築上町は、平成30年度より嘱託職員7.75時間勤務を、一般職非常勤職員6.75時間勤務に変えたのは、平成32年度より始まる会計年度任用職員制度の導入に向けて、フルタイムにならないように変更したのでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。

今までの、30年度に新たに要綱というか、規則をつくりまして、非常勤の一般職職員の給与といいますか、月額というか、日給とかの月額のほうの分をこの際に、交通費とかの分を勘案しまして、金額を上げております。その前までは金額が低賃金という言い方はおかしいかもしれませんが、今の額に比べて低かったものを上げて、最終的な月額に関しては7.75が

6.75に縮小になっても、月額自体の分に関しては若干上がっているような状況です。

で、その30年度に、一番最初したときに、まだその会計年度任用職員というやつがあるよということの分は、情動的にはあったかもしれませんが、地方公務員法の改正等につきまして、形式的なやつ分を受けておりませんでしたので、その分で、一般職の私たちの正規職員の7時間45分と非正規職員の分を分けをするような形で1時間減額というか、短縮したような形の制度設計を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 平成30年度の3月議会の私の質問に、総務課長補佐が答弁しておりますが、築上町においては、平成30年度から、平成32年度から始まる会計年度任用職員制度の導入に向けて法的根拠を明確にし、一般職非常勤職員として採用するというので、この7.75時間から6.75時間になることを答弁されています。

今の質問で、7.75時間のままだったらフルタイムになるというのは、そうですか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

その当時の課長補佐の答弁なんですけども、法的根拠が、今まで私たち、平成29年度までは嘱託職員という文言で非常勤の方を雇用しておりました。で、そのころの嘱託職員というのが、地方公務員法の中に特別職の非常勤公務員なのか、私たちみたいな一般職の常勤職員なのかというところの区別が、築上町だけではなく全市町村、曖昧のまま雇用していたという分がございまして、その分と非正規職員と正規職員の賃金格差を詰めるということで、国のほうが地公法と地方自治法を改正をしているという分のやつで、その当時の補佐が述べたんだと思います。

だから、その制度を見越して、7時間45分を6時間45分にしたというような形の答弁ではないではなかろうかなというふうには思います。

以上です。

7.75時間に関しては、フルタイムですかというのは、そこは今回の制度設計にもよりますけども、7時間45分で週5日、私たちと同じような勤務をするような方につきましては、条例にも載っておりますけども、162.75という時間が載っております。その分の方においてはフルタイムでございます。

ただ、それ以下であれば、週4日とか週3日、7時間45分、もしくは6時間45分で5日となれば、私たち正規の職員に比べて勤務時間が少なくなりますので、それ以外の方についてはパートタイムというふうな分け方になると思います。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 次に、先ほどの答弁で、法的根拠を明確にし、とおっしゃっていました。私は、これは総務省がいう常勤職員と同様の業務を行う場合に該当しないようにというように思いました。また、これを聞いたら、今のように何か難しい言葉でいろいろ説明していただくのだと思いますけど、私は、本当にそういうように、質問したときは全然思わなかったんですけど、今、これを読み返してみても、何かいいようなことを言っているけど、非常勤職員の皆さん、あんまりよくないんじゃないかなという印象を物すごく受けました。私の理解が悪いと言われるかもしれませんが、私は本当にそう思いました。

最後に、今回の非常勤職員、それから先ほどの非雇用による職員など、町は多様化するニーズに応じて働いていただいているとおっしゃっていますが、私は、それは正規の職員の方をいのように、道具のように使っているのではないかという、私は意見を持っております。意見は全然違うでしょうけど、私の意見を述べさせていただきまして、次の質問に移ります。

次に、築城基地について、に移ります。

前回12月議会で、町長から「そして弾薬庫も今回つくる弾薬庫は、これは自衛隊用のもので、米軍用のものではないというふうな説明を受けた。そうなのかということで、私は弾薬庫は日米ロードマップの弾薬庫の増設と、それで理解しておったけど、そうではないという説明がございまして、一番最初の滑走路の延長と弾薬庫と宿舎、これは別物だというふうなことで説明を受けて、そうなのかということで、あくまでも自衛隊機が大きな輸送機が来たとき等々の駐機場、それから自衛隊用の弾薬庫をもう一つつくるというふうなことで、今、災害の訓練を行っている地域に弾薬庫をつくって、災害用の訓練用地を今あるそれを、こっちのほうに持ってくるというふうなことで説明を受けて、そうなのかというふうな認識をしているところ」という答弁がありました。

ここに、昭和30年10月25日付で出された航空自衛隊築城基地及び新田原基地の緊急時の使用のための施設整備という連絡があります。これは町長からいただいたものです。この中に、防衛省作成の資料には、平成18年5月、再編の実施のための日米ロードマップにおいて、緊急時の使用のための施設整備は普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて行われることを合意、本年10月24日、築城基地及び新田原基地において、必要となる施設整備について日米間で合意とあり、施設整備の概要として滑走路の延長、弾薬庫、宿舎などが上げられています。

この私の議会報を見た町民の方から、この今回つくる弾薬庫は自衛隊用のもので、米軍影響のものではないって、どういう意味ですかと聞かれたんですけど、私にも町長の答弁の意味がよくわかりませんでした。どういう意味でしょうか。

○議長（武道 修司君） ちょっと待つて。池亀議員、2番の高齢者・障害のある方への支援は、よろしいんでしょうか。これは3番の築城基地の後にといいこといいですね。

新川町長。

○町長（新川 久三君） 私も2回通告があっっておって、日米ロードマップの滑走路の延長と、それから弾薬庫、駐機場という形の中で、防衛省から通告があったと。

で、2回目は、自衛隊独自のいわゆる弾薬庫、それから駐機場、それから弾薬庫を今まで使っておった訓練場ですか、災害訓練をする場所を、そこに弾薬庫をつくるということで、別途もう一個つくるというふうな認識をしておりましたら、双方一緒につくると、同じところにつくるということでございましたので、2個つくるんじゃないなくて、同じ箇所に自衛隊の分と、日米ロードマップの分を一緒につくるというふうな形で、ちょっと問い合わせたら、そういう話になりましたんで、1カ所。もう1カ所同じところにつくるということで、そのために、いわゆる災害訓練場の用地がなくなるんで、こっちの新しく購入したいという申し入れがあったということで、駐機場は米軍のものではございませんけど、ちょっと米軍と隣接した形になろうかと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 結局、その駐機場の跡地のことを言いたかったわけですか。訓練場の跡地のことを言いたかったので、弾薬庫が出てきたというわけです。九州防衛局は、米軍弾薬庫は自衛隊の施設として建設して、自衛隊が関知するとしています。これは、自衛隊の弾薬庫に米軍の弾薬庫を都合するということだと私は思うんですけど、このことを殊さら町長があのときに答弁で述べたので、私は意味がちょっとわからなかったんです。

それでは、次の質問に移ります。

基地についての情報は、町民の皆さんへ報告するべきではないか。

2月17日に、我が党の田村貴昭衆議院議員が防衛省に問い合わせまして、2020年度予算の概算要求に計上していた今津地域の用地取得費を取り下げていたことがわかりました。

私は役場に電話をして、そのことを伝えました。そうすると、私の電話に出られた職員の方は、12月に防衛省が役場に来られて報告があったと答えられました。防衛省が役場に報告に来られたのは、12月の何日ですか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 今ちょっと手元の資料ではございませんけども、防衛省の本庁のほうから説明に来たのは、概算要求が政府で決定する1日前だったと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今回の築城基地拡張の問題は、今津地域だけでなく、多くの町民の皆さんが心配されておりました。現に私たちが築城で開いた築城基地拡張問題を考える築上町

学習会には、新聞折り込みのチラシを見られた多くの町民の皆さんが参加されました。このような防衛省からの情報は町民の皆さんに知らせるべきではないですか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 地元には知らせましたけど、町民には知らせていないという事実がありますけれど。断念したという形になれば、これ国が発表するのか、私どもが発表するのかという問題もありますので、そののところがちょっと私どもとしても判断しかねたことでございますので、国のほうも、地元ちゃんと出向いて行って報告をしたということで、それで私はいいんじゃないかなという考え方を持っておりますんで、町民には報告しておりません。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 私は、町民に報告するべきだと思います。ぜひその点は強く申し述べておきたいと思います。

次に、済みません、2番目の高齢者・障害のある方への支援についてに入ります。

デマンドタクシーについて。日本全国で買い物や病院に行くことが困難な地域がふえています。青森県弘前市旧相馬村では、予約型乗り合いタクシー、デマンドタクシーの運営を1999年から開始し、市全体でデマンド交通を広げる取り組みについて、電話一本で各家庭の戸口までタクシーが迎えにいき、バスとの接続も行っていると。20年間住民の声を聞き、改善を図ってきた努力を語っています。

今回、この質問をしようと思ったのは、昨年9月議会で、みやこ町がデマンドタクシーの補正予算を組んだという新聞記事を見て、みやこ町の議員に、なかなかうまくいってないやなかったのかと、以前そう聞いていたからですけど。

聞くと、やはりこの弘前市と同じように、住民の声を聞きながら改善を図ってきたことで利用者がふえ、定着してきたという返事でした。北九州市も弱者の足確保に乗り合いタクシー拡充という記事が先日の新聞に出ていました。

築上町では交通弱者の足の確保について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 首藤福祉課長。

○福祉課長（**首藤 裕幸君**） 福祉課、首藤でございます。

ただいまの池亀議員の質問ですが、通告内容が、高齢者・障害のある方への支援についての中でのデマンドタクシーということでしたので、その視点においてちょっと答えさせていただきたいと思います。

デマンドタクシーについては、今、池亀議員がおっしゃられたように、タクシーに準じた利便性と乗り合い低料金というようなバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスでございます。

で、みやこ町のほうでは、今言ったような玄関前まで迎えにいくとかという形ではなくて、予

約がある場合にそのルートを走らせるというような形でのタクシー利用だと聞いております。

1回の利用も大体300円程度と、良心的な金額設定になっていると聞いております。

本町においても、うちではないんですが、企画振興課の行っている地域公共交通網形成計画の中で、コミュニティバスについてのデマンド化の導入検討という項目がうたわれております。

で、高齢者・障害のある方についての施策としてデマンドタクシーを考えた場合には、高齢者・障害のある方というのはそれぞれ、さまざまな問題を抱えております。一人でタクシーに乗れる方もいれば、そうでない方。また、一人で乗れたとしても金銭管理等に問題がある方、また、見守りや介助がないと外出できない方等もいらっしゃいます。

また、障害のある方については、周囲にその障害のことを知られたくないという方もいらっしゃいますので、こういったデマンドタクシーで高齢者・障害のある方について支援を行うということについては、ちょっと私としては難しいと考えております。

なので、福祉課としては、今行っている福祉サービスでの提供、タクシー券ですとか、同行援助、行動援護、移動支援、また、高齢者についても訪問看護やデイサービス、また、要支援の方については通院時に利用していただけるタクシー券の利用等でしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 次に、移動販売などの買い物困難者を助ける事業について質問します。

先日の新聞に、吉富町の移動販売スタートの記事が出ていました。同記事によると、グリーンコープ生協の移動販売は、京築地区では5自治体目とありました。築上町での移動販売の取り組みについて伺います。

○議長（**武道 修司君**） 首藤福祉課長。

○福祉課長（**首藤 裕幸君**） 福祉課、首藤でございます。

築上町での移動販売についてでございます。

移動販売については、困難者を助ける事業ですが、現在、福祉課のほうでは、築上町についてはそういった高齢者、障害者向けの移動販売支援というのは、まだ取り組めていない状況でございます。

ただ、障害のある方については、生活上のお困り事等個別の相談に応じて、福祉サービスの給付の中で、週に1回のお買い物支援等を行ったりもしております。また、高齢者については、シルバー人材センターが行っているわくわく買い物健康サロンや、オレンジカフェきづきで実施しております月1回のお買い物イベント、また、介護予防日常生活支援事業訪問サービスBでの買い物支援等行っております。

また、高齢者のみ世帯等であれば、調理等が困難な方に対しての配食サービス等を行っているのが今の現状でございます。

今後は、今言われたように、豊前、吉富、上毛、みやこ町等が行っているグリーンユープによる移動販売事業についても、先日、産業課の商工係のほうが、吉富町のほうに内容等も聞きに行っていたいておりますので、福祉課としても活用の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） よろしくをお願いします。

あと一つ、この間全員協議会で私、紙おむつのことを聞いたんですけど、吉富町のことを私言ったんですけど、吉富町は、町の事業で、非課税世帯だけでなく課税世帯にも提供しているというふうに見ていたんで、あの後私、吉富町に聞きに行ったんです、どんなんかって。そしたら相当迷惑がられて、町の事業で行っているちゅうことしか教えてもらえませんでした。あの後、首藤課長は何にも聞いていないですか。今、みやこ町のは何か聞いたと言っていたけど、何も聞いていないですか。ぜひ、もし聞いていないのであれば、そういうことにもちょっと関心持っていたらいいなという私の意見だけ述べさせていただきます。

次に、総務省、自治財政局の令和2年度地方財政計画について質問します。

地方交付税及び新たに計上された地域社会再生事業費についてです。

初めに、地方交付税ですが、対前年比プラス4,073億円でプラス2.5%であることについて、我が町も含めます地方6団体は、高く評価するとしています。また、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用して、地方団体が、地域社会の維持再生に向けた幅広い施策に、自主的、主体的に取り組むための地域社会再生事業費を創設したことも6団体は高く評価するとしています。

築上町も同じ、この地方6団体と同じ評価ですか、また、新たに創設された地域社会再生事業費の活用について、何か取り組みを考えているでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

令和2年度の財政計画におきまして、地方交付税が約0.4兆円増されたことにつきましては、地方の財源を確保しているという観点から評価しているところでございます。

御質問の地域社会再生事業につきましては、算定額を、人口を基本とした2分の1程度の「人口構造の変化に応じた指標」を用いて、残り2分の1は、「人口集中の度合いに応じた指標」を用いまして、全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体や、人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の算定額に割り増しをされた

形で増額されます。

具体的には、何々事業を実施するというところではなく、人口が減少している市町村は人口密度が低く、持続可能性の深刻な危機に直面している市町村は、財源が非常に厳しいため、地方交付税を手厚く交付するという制度でございますので、具体的に新規にするというのではなく、今までしていた事業に対して、事業費を割り増しするというようなことで検討をしております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） ぜひ、これ6団体も評価しているし、国もこれは新しくやったということを申しておりますので、新しく利用できるものがあれば、活用していただきたいということを言いたいと思います。

それから次に、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分の計上について。

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、全額計上した幼児教育・保育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源を増額確保と政府はしています。

町長は、昨年6月議会で私の質問に、「基本的には交付税減らされるんですね」と答弁されました。今回の財政計画により、築上町のこの減らされる財政負担は、抑えられると考えていますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、合併に関する地方交付税、これはもう当然減らされますし、またはほかの交付税、先ほどあった項目で新たにふえる分もございますけど、基本的には若干減ってくるというふうに私は思っております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今聞いたのは、町長が言ったのは、この保育の無償化の分が減らされるということをあのおとき、保育の無償化の問題で答弁されたんです。今回、保育の無償化の地方負担は、全額計上したと政府が言っていますので、その分は、少しぐらいは負担が減るのかなという質問なんですけど。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本町では、今まで国の基準以上若干出しておりましたんで、それはそれで、少しそのまま出さなきゃいかんかなと思っておりますし、国から来る額が非常にやっぱり少なかったんです、基準が。それ以上に本町は出しておったという形で、その分は出していかなるを得ないような状況になるのかなと思っております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 前回も同じ答弁だったんですけど、そのときに町長は、今回の町の負担がふえると、交付税がその分減らされるから、負担がふえるという答弁だったんで、今回の全額、この地方負担については全額計上したと今回言っているんで、今回は、町の財政は負担が減るのかという質問なんですけど、ちょっと話がよくかみ合わないの……。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

今回、令和2年度地方財政計画におきまして、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分については、消費税率の10%の引き上げによる増収分で確保されることとなっております。

ただ、この分につきましては、先ほど町長からの答弁にございましたけども、国の制度に基づく分の無償分でございますので、町が独自に実施している分については、補填されないというようなことになっていると思います。

試算しますと、この交付税分は2,000万円ほどは町のほうに、基準財政需要額に算定されるという形になっております。それで、実際にその分が全額交付税としてくるわけではありませんが、財政需要額に算入されることとなっております。

この実際の数字につきましては、令和2年7月の地方交付税の本算定時に算出されることとなっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今、財政課長が答弁いただきましたように、それが全額来るわけではないという答弁で、私は、多分そうではないかと思っていました。

次に、緊急浚渫推進事業の創設による地方財政措置について、約0.1兆円の新しい財政計画ができました。

昨年の9月の県議会で小川知事は、「災害に強い河川整備を推進し、必要な予算を確保すること。河口の浸水被害、河川の流下能力、流域の人口や家屋などの集積状況を踏まえ、河川整備計画を策定している。今後とも、河川整備計画に基づき、河川改修を計画的に進める」と答弁しています。

私、先日、松丸のところの河川が大きな浚渫工事をやっています、建設課長さんに、私この小川知事の答弁を読んでいたので、これがやられていてよかったなと思ひまして、建設課長さんに聞いてみたら、何かそれほどいいようなお返事がいただけなかったの、どっちが本当なんかなと思ひまして、小川知事が言っているほうが正しいのかな、ちょっといいですか。

○議長（武道 修司君） 池亀議員、その上の国保の財政調整機能は……。

○議員（13番 池亀 豊君） 飛ばしましたですね、次、言います。

○議長（**武道 修司君**） その次でいいですね、はい。これ、答弁は……。神崎建設課長。

○建設課長（**神崎 秀一君**） 建設課、神崎でございます。ただいまの御質問ですが、県の河川の浚渫については、とても重要なことですので、非常に大事なことだと思っています。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） それから、今度のこの河川の浚渫推進事業には、地方の市町村というのは、河川、今までと私は違うふうに聞いたんですけど、市町村の準用河川、普通河川の堆積土砂管理計画というものの河川維持管理の予算が入っているんですよ。これはまた、市町村分で何か新しくできたと聞いたんで、ぜひ活用していただきたいということを申し上げて、もし活用記録があれば。

○議長（**武道 修司君**） 神崎建設課長。

○建設課長（**神崎 秀一君**） 建設課、神崎でございます。

この分につきましては、まだ国や県から詳しい資料が来ておりません。採択条件等細かいものがあるとは思いますが、その辺を調査しながらということになるかと思えます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 済みません、何回も抜かして。次、抜かした分で、国保の財政調整機能の強化の予算計上について質問します。

2018年度より実施されている財政調整機能の強化、精神疾患や子供の被保険者数など、自治体の責めによらない要因への対応に800億円計上されています。この予算は、築上町では、何かこの目的に沿った活用がされていますでしょうか。

今、全国の自治体で、子供の均等割減免の制度拡充が広がっています。この子供の数、自治体の責めによらない子供の数による財政調整交付金を使って、宮城県の仙台市では、子供の均等割3割減免を行っているというふうに、宮城県の仙台市の市長がおっしゃっています。

築上町でも、国が子供の数は、自治体の責めによらないと。当然国も、子供さんがふえたほうがいいと思っていますので、こういうふうにおっしゃっているんです。この活用をしていただけないだろうか。答弁をお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 吉川住民課長。

○住民課長（**吉川 千保君**） 住民課、吉川でございます。池亀議員から御質問がありました件につきまして、意見を述べさせていただきます。

財政調整機能の強化、つまり財政調整交付金の実質的増額の概要についてですが、予算額およそ800億円の内訳は、都道府県分、普通調整交付金は350億円程度、都道府県分、暫定措置

分として250億円程度、都道府県分、特別調整交付金100億円程度、そして、市町村分、特別調整交付金100億円程度となっており、財政調整機能の強化にかかる予算800億円のうち、市町村分、特別調整交付金の100億円は、精神疾患対策に70億円程度、非自発的失業分30億円程度に割り当てる予算となっております。

子供の被保険者に対する交付金は、さきに上げた都道府県分の特別調整交付金におけるメニューでありますので、市町村には配分はないと理解しております。

なお、子供の被保険者にかかる減免につきましては、過去の議会でも答弁させていただいておりますが、本町の国民健康保険の運営は大変厳しい状況にあり、新たな軽減制度を導入することになりますと、その財源をどう確保するのが問題になります。

それにかかる経費としましては853万2,000円、これは均等割の額です。また、これに合わせてシステム改修の経費なども必要となってきます。

給付の面では、当町の子供医療制度は県下でもトップの拡充を行っております。確かに、子供の均等割を減免している市町村はふえていっているとは思いますが、本町といたしましては、給付を充実させることで、子育て世帯の経済的な軽減を図り、支援施策を行っているところでございます。

なお、町といたしましては、子供にかかる均等割保険税軽減に関する支援制度を創設することにつきまして、全国町村会等を通じて、国に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 大変、真摯な御答弁をありがとうございます。

町長、今の答弁で私は、今の築上町の現状考えると、それで結構だと思いますけど、今度、令和3年度から県が、中学校までの医療費の無料化をするということが、知事がもう発表しましたよね。県は5億円程度の予算になるというふうにおっしゃっています。これ、当然築上町にも活用できると思います。

いろんな面で、私、いっぱいメニュー言っていますので、全部できるわけないんですけど、そういう県のフォローとか、今の市町村には全然配分ないとおっしゃいましたけど、仙台市長はそれでやっていると言っているんですよ。少しずつでも町長の全体の、町民全体の奉仕者とおっしゃったその気持ちを前向きに進めていただいで、少しずつでも実現していけたらいいなと私は思っていますので、それだけ述べておきたいと思います。

次に、国民健康保険税について質問します。ちょっと順番間違えたせいで、今の続きみたいになりますけど、令和2年度国民健康保険税についてと、国民健康保険運営協議会会長研修会について、この2つについて一括して質問させていただきます。

ここに、福岡県が毎年出しているモデル世帯の国民健康保険料税の一覧の最新のものがあります。保険税は、令和元年度のもので、長い間、私が議員になる少し前から、築上町は県内60市町村の中で、高いほうからモデル世帯が9番目の国保税でした。それが、令和元年度の国保税の計算によるモデル世帯の築上町は10位に、高いほうから9位から10位に下がりました。これは、私は大変素直に喜んでおります。以前、町長が答弁で、「町民全体の奉仕者だ」と述べていたことが実ったものだと考えます。

今年度も、ほかの市町村が今値上げをしている中で、築上町は、値上げをするという条例出ておりませんので、据え置いたということです。

県は、今回2020年度の納付金額を公表いたしました。加入者1人当たりの平均は13万7,182円となっています——先日、西日本新聞で報道されておりますが——この平均13万7,182円に対して、築上町の1人当たり納付金額は12万4,736円です。県の平均よりも1万2,000円以上安く、京築では吉富、上毛の上、高いほうから5番目です。

先日、国民健康保険運営協議会会長研修会に行った際に、福岡県における75歳以上の被保険者1,000人に対する市町村別透析患者数が、上毛町は1,000人中10.65人で、県で一番高いという図が示されました。この透析は、医療費がすごく高くなるそうです。

国が、平成30年から導入した国保の都道府県下で市区町村に対して、連続的大幅な値上げの圧力をかける中、多くの自治体が値上げをしています。

先ほど、指標を申しましたように、築上町は1人当たりの納付金の面でも、透析患者の面でも、県の中で結構よい数値が出ています。町、町民全体の奉仕者として、これからも頑張ってください。

先ほど10位に下がったとあるんですけど、もっと下がるように、今の国の圧力の中で、下げるといふことは困難なことだと思います。何とか今の高い国保税を維持していただいて、少しでも順位が下がることをお願いして、答弁を求めます。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には国保は、国保特別会計で独立採算で運営するべきと常に私は思っておりますし、国保加入者の健康志向がたくさん出てきて、給付が少なくなったというふうには、私は今感じているところでございますし、今後も、県給付ができるだけ下がるように努力、そうすれば、国保の税金も下げられるというふうな形になってまいりますので——一番、合併したときに一応赤字があったわけです。そしてそのときに一般会計から繰り入れをして、全て赤字をもう御破算にしてしまったと。その後もう一回、何か県へ移行したときに赤字があったんです。そのときも大分1億円ぐらい赤字がございました。これも一応御破算にして、とにかく県へそのような形で移行していこうというふうなことで、そしてそれ以来、ある程度、若干赤字が出たり、

それから黒字になったりということで、平成30年度は少し黒字があったというようなことで、前回の決算報告でもさせていただきました。

ことしもまあまあ、大体いいんじゃないかなというふうな考えを持っておりますけれども、給付が多くなれば、国保税の値上げもやむを得ないかなというふうなことです。

しかし、今では、健全な運営をやっているなというふうなことで考えておるんで、このまま据え置きで行けるのではなからうかなと、このように思っておるところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 最後に、私はやっぱり町民の皆さんが、払える金額であるかどうかということが大事だと思うんです。収入に比べて、例えばこのモデル世帯ですけど、子供さん2人抱えて40歳代の夫婦ですと、この2人、年金も払わないといけないんですよ、国民年金。年間20万円近いのを2人分、それから住民税を払って、子供さんの学習塾を払って、学校代払って、生活ができていく国保税であることが、私は一番肝心の、町民全体の奉仕者である町長のお考えに置いてほしいということを申し上げまして、何とか国の圧力がある中、ぜひリーダーシップを発揮して、頑張ってくださいたいということを申し述べて、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで午前中の質問が終わりました。再開は、午後1時5分からといたします。

ここで休憩をいたします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番目に、**5番、工藤久司議員**。工藤議員。

○議員（**5番 工藤 久司君**） 一般質問最後ということで質問させていただきます。

くしくもきょうは、9年前に東日本大震災の当時のことを思い出すと、その日も議会をしまして、築城支所に何か用事で行ったときに、テレビでこの報道があったのを私いまだに覚えています。そしてまだまだ被災をしている方もたくさんいますので、その方たちに本当にこうエールを送りたい気持ちです。

今回、質問4点ほど上げさせていただきますが、またこの時期に、こういう国難とも言えるよう

な新型コロナウイルスというものが日本を悩ませていて、本当に緊急な事態になっていると。これは一つやはり警鐘を鳴らしているのかなという思いがあります。ですから、我が町もそういうものにやっぱり備えて、いろんな災害、またはいろんな事態に備えて準備をしていくべきだということの警鐘だと思って、町執行部は検討していただきたいと思います。

それでは、質問ですが、まず、昨年12月に聖火リレーの予算が1,550万円でしたか、可決されております。その後の進捗状況ということですが、3月の28だったですか、福島をスタートして、南下しながら我が町は5月の13日という情報だけで、今そういう流れはどういう流れなのか全然わかりませんので、その説明なんです、この事態も含めて、町長、この事業を推し進める町長のやっぱり決意を、まず確認してから質問に入りたいと思います。お願いします。

この聖火リレーをやっぱり成功させないかんと思うし、今のこの状況を踏まえて、やはりこの事業のあり方についての町長の決意をお聞きします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は、この聖火リレー、福岡県が一番もう主催権をもっておるところでございます。県の指示に従いながらやっていかざるを得ないというのが、県がやるという形になれば、県との協議の中でやっていくという形しかかなり得ませんので、独自の形では現在打ち合わせていないというのが現状でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 県がすればするという形になると、県が中止にした場合ということになると、やはり今まで準備してきたことというの、やはり水の泡になるというか、非常に職員が今頑張っているようですので、これも踏まえてなんです、やるという方向で今回質問をさせていただきます。

まず、我々が今持っている情報は、5月の13日、7時何分からですか……。7時40分から8時12分までが出発式、その後、8時12分から8時39分までが走行時間、これも書いてあるように、ボランティアの募集が100名程度、自衛隊さん、自衛隊の司令、または自治会長の会長さん、小学校校長会の会長さんのコメントがあります。

この情報しかない中で、今どこまで事業が進捗しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課、古市です。

今の進捗ですけれども、現在、5月13日の聖火リレーに向けて、出発会場であるメタセの杜、そして到着会場である築城支所、この間、県道58号線椎勝線を通行どめにします。その関係で、今、現在関係機関との協議、そして通行どめにする分、豊前警察署、福岡県警と、今警備計画のほうを立てています。それに伴いまして、交通規制発生しますので、今後その関係の実施が町

内全域にそういった情報を流していきたいと思っております。

そして、今進捗で、今小学校と具体的な話をしております。文科省のほうから、この聖火リレーに関する早朝、昼夜出ることに関しては、学校の授業の取り扱いでということで、通達、通知が来ております。それを受けて築上町本町では、町内小中学校に聖火の参加ということで、今学校長会等で参加に向けて調整しているところです。

先ほども出ました新型コロナウイルスの関係ですけれども、今現在、大会組織委員会から、県から、何もまだ連絡がありませんので、今の段階では今後そのやるという想定で今準備をしているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今、まだ協議中ということではありますが、小学校との協議、これは授業扱いになるということ、それとまた規制も大変な規制があるんだろうと想像できます。

小学校との協議の件ですが、規制をするとすると、その時間に行くと、7時40分に出発式をするということは、その前から規制せいかんわけだと思えます。そうすると、ここに行く交通手段というのはどう考えるのかというのが1点と、その後の回送とか、送り迎えとかというのもやはり大きな問題になってくると思います。そのあたり、協議が進んであれば、今どういう方向で考えているぐらいのことは協議していると思いますので、課長のほうから答弁をお願いします。

○議長（武道 修司君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課、古市です。

小学生、中学生を含めた運行計画ですけれども、今実際に開始時間が早いです。小学校、中学校の始業開始前ですので、こちら学校長と話をしながら、全員参加をするということで、今運行計画については、バスを予定しております。学校から沿道に近い学校、築城小学校、築城中学校であれば徒歩で参加であったり、バスを交通機関を使わなければ参加ができないところについては、バスを手配して運行をする予定にしております。聖火が終わり次第、また学校のほうにバスでまた戻るといった計画を立てています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 少人数学校であれば、1台のバスぐらいで行っても、築城小と築城中学校はバスを利用しないということであっても、やはり最低あと8台と。椎田小学校、椎田中学校に関しては1回じゃ送れないですよ、物理的に。そうやってピストンするとすると、本当にこの規制をする時間を考えたら、とんでもない時間になるということをやっぱり考えなきゃいけないと思えます。

そこまで親がどうするかということも含めて、次の質問事項にもありますが、各種団体へのやっぱりこう依頼ということも含めて、やっぱり学校側、または親側とも協議をしないと、今みたいな話で「はい、わかりました」という話には、家庭的にならないところもあるんじゃないか。そこは、もっともっと学校ともPTAとも協議をしながら、この事業を必ずやっぱり成功させるという思いでしてほしいと思います。

各種団体の協力依頼ということですが、自治会長あたりにはいろいろ話をちょっと聞くんですが、その他の団体への協力依頼、ボランティア100人では何か足りんのじゃないかなという気がします。このあたりの協議というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課、古市です。

先ほど済いません、バスの計画でちょっとつけ加えをしたいんですけども、バスについては、ピストンということは考えておらず、生徒児童が一斉で来られるということで、バスの台数を確保する予定です。

会場によってはメタセ、もしくはその支所沿道によって、会場によっては若干その時間が違いますけども、そこはまた時間配分をしながら、そして学校と協議をして、スタートが早い、学校に行く時間が早いので、そこは保護者の方には十分周知をして、こういった一生に一回ということを見せたいということをやって、理解を求めていきたいと思っています。

そして、先ほどの各種団体への協力ということで、今現在100名のボランティアを募集しております。これも交通警察との協議の中で、警備計画も反映されるんですけども、実際に築上町でスタッフが、今まだ確定はしていないんですけど、350名程度必要になってきます。これについては、一般ボランティアであったり、航空自衛隊の協力、そして、個別には消防団に協力依頼をしております。職員の動員、これを含めて350人体制で行きたいと思っています。

その内訳、もう一つは、その制服警備員、こちらがどうしても要所要所の通行どめをする期間には必要になってきますので、その制服警備員を含めた350人体制ということで、そのうちの100名を今募集をしております。

全体の協力依頼ですけども、一度、このオリンピック・パラリンピック、そして聖火リレーを含めた連絡会というのを開催をしております。こちらについては、関係機関約50団体ですけども、町内の地域の団体であったり公共団体、そしてさまざまな団体に一度集まってもらって、これの事業の趣旨、なぜオリンピック・パラリンピックを取り組むか、そして聖火リレーをどのような形でしたいかというところを皆さんにお示し、説明をしております。その中でも、ぜひ協力をお願いしたいというところで、それを受けて、団体が個別に協力をしたいということで、そういった形になっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ぜひ、頑張ってもらいたいです、せつかく2,500万円の予算をつけるわけで、やはりそこには、やっぱり成果というものを求めて、盛り上がったねという形の聖火リレーで終わっていただきたいと思います。

もう一つは、最後に、町全体での盛り上がりという部分は、非常に僕は薄いように感じてなりません。誰に聞いても「そんなの行くかよ」みたいな話があったりとか、非協力的といえれば非協力的な人に、僕はたまたまこの何人かの方に聞いたのかもしれませんが、やはり課として、協議がやかましくて、そういう生涯課的な広報活動というのがまだまだ足りないのかなという思いがあります。

いろんな協力をしてもらえば、今からでも早過ぎるということはないと思いますので、生涯学習課だけではなくて、町全体の取り組みとして考えていくのであれば、ほかの各課も協力はしてもらって、先ほど言ったようにいい聖火リレーで終わるようなことというのは、当然取り組むべきだと思いますので、ちょっとその全体の取り組みとして、今のままでは私はまだまだ弱いと思います。ですから、今からこういうコロナウイルスもあるかもしれないけども、やはりやる以上はというところで、全体の取り組みとして町長が考えていること、もしあればお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応このリレーが決まって、発表したときには皆さん非常に興味を持ってもらいましたけれども、ポスター一つにしても2,600名ほど顔写真を出して、非常にやっぱりあのポスターも好評だったりして、そういう形でPRは続けていかなきゃいかんだろうと思っております。

今、ちょっとコロナで、こういうちょっと状態ですので、4月以降になればおさまってくるのではないかなと思っておりますので、それからまた無線とか、広報とか、いろんな媒介をしたり、それからマスコミも利用しながら、やはりキャンペーンを張っていきたいとこのように考えております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ぜひ、この事業というのは、生涯学習課ではなくて、町長の主導で、やはり成功させていただきたい、やはり生涯学習課だけでは、ほかの行事もあるし、この事業が入っただけで、ほかの業務も少しおざなりになるような傾向もあると思いますので、そこはやはり築上町の役場、我々も含めてそうですが、やはり一丸となってやっていくような、そういう指導力というか、それをぜひ発揮していただいて、この質問は終わります。

続けて、奨学金制度についてです。これはもう本当に簡単で、前から私はこれ奨学金の審議委員会に入ったときから言っていることです。現在のⅡ型ですか、有償、Ⅰ型がやったですか、その貸しつけの分の貸与型から給付型というのを考えたかどうか。原資というのは、やはり築上町には約7,000万円弱ぐらいの奨学金があります。そこで給付型というのも考えたかどうかということはずっと言ってきたことで、ことしの4月から、たしか給付の制度が始まると思うんです。

その中の内容をちょっと見ると、非常にこう借りやすくなっているという感じに見えました。ですから、うちの、今上の段階まで勉強したいけども、なかなか家庭的な問題で上の大学に行けないという子たちに限ってというか、そういう人たちに少しでも給付という形の新しい奨学金制度を独自で考えたかどうかということの質問ですので、教育長のほうで考えがあればお願いします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。工藤議員の御提案でございます。

私自身も、やはり学びたい意欲がある子供が、経済的理由をもって学べないということは、絶対あってはならないというふうに考えております。現在、御承知のように町の奨学金については、大学生、短期大学生を対象として貸与という形で行っております。

給付型の奨学金の御検討をということをご提案されております。もう本当にこれは、新たな財源等も必要になってくるので、これから財政部門と協議しながら、ぜひ検討していきたいというふうに思っております。

また、この貸与型につきましても、条件によっては、返済の免除等も考えながら検討を加えていくことはできないかというふうに思っているところです。

検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この貸与型でされている方の話を聞くと、大体、その金額にもよるんでしょうけど、三十五、六歳ぐらいまでとか、もっと借りている人は40歳前後までやっぱりこれを返しているというわけです。

それがやはり大きな足かせになって、結婚に踏み切れないとか、結婚しても子供を持ってないとかいうのになっているという話も聞くと、この町の、先ほども言いましたが、独自の奨学金制度として給付型というのは、やはり町長、うちのイメージアップにもなると思うんです。今財源もあります。ですからそれを使えということではなくて、やはりそれにはいろんな条件をつけなければ、考えなければいけないんだろうけど、そういう形でやっていくことが、うちの町の子供に対する、高校生から大学に上がる、希望している子供たちにとっての一縷になれば、ぜひ考えてい

ただきたい。

そういうものが、貸与型で借りて現実大変だという例も、現実、問題になっているところでもありますので、町長、そのあたりの給付型というのは、町長自身の考え方をちょっと聞きたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） できれば、給付が一番いいと思うんだけども、財源的に果たしてこれは可能かと、これを一つ制度をつくれれば、ずっと、もう持続させていかなきゃいけません。というので、例えばノーベル賞あたりはちゃんとした財源ありますよね。だから基金を持っておって、その基金の果実によって給付をするという形になり得れば非常にいいんですけど、その基金が今7,000万、これはちょうど竹下総理大臣が1億円くれたときに、この基金を積み立てて旧椎田町が積み立てて、今ずっと運用してきておるんですけども、これをもう給付にしたら10年ちょっとでなくなってしまう可能性があるんですね。そうした場どうなるかと、今まであったのに何でなくなるかという形になりますし、できればこの基金の数をふやして行って、そして果実で、例えば利子で運用できるようになれば、利子というよりも運用金ですね、これは利子だけじゃなくていろんな運用ありますんで、その運用でちゃんとした果実を生んでくれば、この果実で給付という制度にすれば一番いいわけでございまして、基本的には基金をふやしながらそういう制度に持っていくという形は可能ですけれど、現状のままの7,000万円のまま給付するということになれば、今度これがなくなれば一般会計ずっと圧迫してくるという形になりますんで、そういう一つ目的をもった基金の増額体制をつくっていくのがいいかなと、このように考えておりますんで、これ、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ぜひ検討をしてください。やるやらんとかじゃなくて、やっぱり検討するということが大事だと思うんですね。その中で、今、財源と相談したけどできなかったってことであれば、それはいいんですけど、検討もせずに打ち切るっていうのは、それは先がない話なので、そこは町長も教育長もあわせていきたいと思います。

次に、3番目の質問ですが、職員採用と今後の民間委託、外部委託についてということで質問を出させていただいております。

まず、先ほど会計年度任用職員の質問は宗議員も池亀議員からもありました。私はちょっと違うんですね。

会計年度職員が現在何人おるのか。職員は、さっき町長の答弁で207人ってことで聞きました。会計年度任用職員の数というのを、ちょっと、まず教えていただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。会計年度任用職員なんですけども、令和2年度からの採用で156名を一応公募ないし変更で募集をかけておりましたけども、今のところ2月末現在といいますか、3月の当初現在で152名ということで予定をしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 当初108名おったんですかね。嘱託と臨時職員が。で、35人の方を外部委託して、どうも引き算が合わないような気がするんですが、156名ということは、これが議論になったときよりもふえているという数字になる気がする、今聞いてですね。

もともとこれっていうのは、説明のときに、政府からの、国からの要請で会計年度で雇用をして見直そうと、見直していく中で業務の見直しも含めて、本当に必要なのか必要じゃないのかっていうことを検討してこの会計年度に移行していくというような説明だったと思うんですね。それから、ふえるということは一体どこがどうふえたのか、最初の説明と若干食い違いがあるような気がするので、どこがどうふえたのかの説明ができればお願いします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。今の一般職非常勤なんですけども、前回の工藤議員さんの御質問のときに、年度当初の176名ということで雇用しておりました。今現在は183名ということになります。単純に先ほどの御質問のとおり、183から33名の数字を引けば150名じゃないかということなんですけども、来年度から増員をしてほしいという要望が、学校関係の学校特別支援員や学校介護員等の分の要望がございました関係で、それでふえております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 学校関係で要望というのが、要するに支援する先生ですよ、そういうのをふやしてほしいということで、そこはいたし方ないのかなと思うんですけども、それだったら今の会計年度を、最初説明があったとおりがもっともっと見直してするところはしないと、次の外部委託の件にも入りますが、なんとなくこう人件費だけがどんどん膨れていってしまっているってイメージがありますので、そのあたりは来年度から、今年度は継続していくというのが基本の流れだったと思うんですね。ですから、今年度に各課の事業をきちっと整理をする、前も言いましたけど、それで、ほんとに必要な会計年度職員っていうのを入れていくというのが本来のこの筋だと思うんですね。ですから、そこは町長も課長も真剣にというか、ちゃんと見てやっていただきたいなと思います。

で、今年度の職員の採用です。実際何人で、どういう仕事に職員が足りないから募集して何人

かというのがわかれば、課長、お願いします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。一応、令和2年度4月1日採用の人数でよろしいんですかね。一応、先ほど町長も言われておりましたけども、令和2年の4月1日採用は10名を予定をしております。一番最初、当初、昨年9月に一次試験を行う前の採用募集人数がやっぱり10名、大学卒業者を3名、高卒を1名、社会人経験者を1名、障害者雇用枠1名と、土木事務関係2名、保健師を1名ということで計10名の募集を行ってございました。

今回採用いたします内訳が募集とちょっと違うんですけども、総人数的には10名ですけども、大卒の募集が採用予定が3名、高卒の採用予定が4名、社会人経験の採用予定が1名、障害者雇用と土木の事務に関してはいずれも0ということです。保健師の分が2名ということで10名を予定をしております。本来であれば、今、建設課等の分が事業が多くございまして、そこで即戦力のほうを雇用いたしまして、事業の分の、うまく職員で分散しながら働き方改革もございまして、そういう形でその部分を雇用したかったんですけども、どこの市町村もそうなんですけども、なかなか募集しても来ないというのと、また民間のほうは景気がよくなっている関係で、公務員より民間のほうは給与がいいということで来ないということで、今回高卒の採用者の中を役場の中のほうで、二、三年かかるかもしれないけども育てようということで高卒の分を採用いたしました。それと、保健師につきましては、健康増進係のほうと地域包括支援センターのほうで1名ずつ今年度退職をする予定になりましたので、新たに1名増で採用しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ことし10名ということで、非常に感想とすれば多いなど。退職者はたしか2名と聞いています。これもやはり採用計画ってやっぱりあるんだと思うんですね。ですから、当初合併のときは、先ほど町長もちよっと言っていました、10人辞めたら5人と、そういう形で少し圧縮していったって、そういう人件費とかの抑制とかってことも始まりだと思うんですね。議案質疑でも言いましたが、そんなにうちが潤沢に予算があって裕福ではないっていうのは、数字から見てもわかるとおりにあるんですね。ですから10人雇ってっていうその内容ですよ。育てていくっていうのも大事だし、今後のことも考えたら、職員はいないと運営できなっていくのはわかるんですが、今のやはり基本的な、仕事の見直しもせずに、ただ採用だけしていくっていうような方向にしか私は見えないので、そこはもう少し考えるべきところだろうと思うんですね。この採用に関してとかは町長の専権事項やから、我々がとやかく言うことではないにしても、やはりこれだけの人件費がまたかかるというのは現実あるわけですから、その分職員で頑張って、さっき言ったような給付型でも予算を捻出しようという気になれば、決してできないことではな

いような気もしますので、10人という人数に関しては非常に多いなということをちょっと申し上げておきたい、ほかの市町村に比べてもうちは非常に多いような気がします。

次に行きましょう。今後のまた民間委託と契約をしていくという部分です。

そもそも、課長とは前も話したとおり、アウトソーシングっていうのは、民間のノウハウと民間の人とをいただいて、行政とか一般企業にしてもその部分を人件費を抑制するためにするっていうのが基本だと思うんです。うちの今回の外部委託は、人もやりノウハウもやり、なおかつお金もやりというような内容になっていることに関しては、いまだにちょっと疑問が残っている。今後、今回35名の方が外部委託でいましたが、そのあたりの35名の話とか、町長なり課長なり、何か入ってきていますか。その不平不満でありよかったですであり、いろんなその評価があると思うんですが、そのあたりの声というのは届いていますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○議員（5番 工藤 久司君） 総務課、元島でございます。昨年12月に会計年度任用職員の説明を行った際に、一部のこの12月の提案をいたしました業務につきましては、来年度、令和2年度から民間のほうの包括業務委託で行いたいという分を人事秘書係のほうに2日間に分けて説明を行った際に、なぜ行うのかという御質問はいただいたというふうには課長さんのほうで当時出ておりましたので聞いております。また、2月に一応業者の優先決定権が決まりましたので、その業者のほうで、今現在雇用されている方に対して説明を開始したいということで、その方たちに総務課のほうから声をおかけして、業者の説明した際には総務課のほうに対しては何も御質問なかったんですけど、各業者の優先交渉権が決まっている業者については、今後、どういうふうになるのかというのは何かお聞きになられたというのは聞いています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） これもプロポーザルで行われて、1社プロポーザルで決まったって話を聞きました。本当に働く人がこの会社で今までの仕事をきちっとしていただいて、なおかつ会計年度任用職員とは差が出ますが、ここはやはりその企業努力でやっていただかないと、何かトラブルがあってもし人が補充できなかった場合とか、それはやっぱり企業として非常に、どこから来た企業か知りませんが、難しくなると思うんですね。今まで3人でしたところを、じゃあ2人でやってくださいってことも可能性としてはあるし、となると外部委託っていうのはどうだったのかってことがやはり、うちの今まで持っていたものをそのままやっちゃってますんで、その辺は疑問が残ります。

で、質問の内容ですが、今後どういう部署を検討して、アウトソーシング、民間に委託するっていうことを考えているのか、考えているのであれば、今、町長なり課長なり回答をお願いします。

す。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。今後の関係なんですけども、先の12月の総務産業建設委員会の中で、工藤議員さんのほうからガイドライン等ちゃんと作成しているのかという御指摘を受けましたので、今、人事秘書係のほうで、今後そういうガイドラインの作成に向けて、今、情報収集を行っております。

来年度以降につきましては、先ほども工藤議員さんからもおっしゃられましたけども、業務の見直しというのがまず大前提になることだと思いますので、会計年度任用職員だけではなく、民間の包括業務をするのか、民間の指定管理等の分とかもいろいろ出てくると思うんですけども、まず行革担当課である企画振興課と、財政担当課である財政課と、人事配置を行っております総務課等の3者のほうで、できれば、できればっていう言い方はおかしいんですけども、来年度は3者でまた各課の業務ヒアリングを行っていききたいなと思っております。その業務に基づきまして正規職員の配置をどれぐらいのやつにどれぐらい配置しようという計画を立てたいなと思っております。

それで、正規職員がやるべき業務、会計年度職員のほうでやっていただく業務、民間のほうにアウトソーシングできる業務というのをランクづけといたしますか、しまして、業務等の分を分割して民間にできる分につきましては民間のほうにアウトソーシングしていきたいと考えております。

具体的には、ほかの市町村等が窓口の証明書、住民票や税務課の証明書の業務につきましては、総合窓口課といたしますか、総合窓口の窓口を設けておりまして、職員ではなくて数名の方で包括業務委託や民間委託を行っておりますので、そういうところの分が今後の方向として、具体的な例としてはそういうところじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 是非、やはり、まずは業務洗い出しをしていただいて、ほんとにどうなのかというところを検討していただいた上で、民間委託するなり職員を雇用するなりということは、やはり考えていただきたいと思えます。

先ほどの採用された10人の大学生3人、高校生4人ですか。社会人の方はそれなりにわかっていると思う。高卒・大卒の職員を、言ったと思うんですけども、いかにいい職員というか、するにはやはりどこも最初の3年だそうですよ、企業も。そこでどういう仕事をさせたかがその人の職員としての資質というか、そういうのが買われるそうです。ですから、今、いろいろな難しい問題もありますが、やはり職員として、きちっと育て上げられることも課長たちの責務だと思

いますので、その辺もあわせて、町長も含めて是非やっていただきたいなど。で、この質問は終わります。

最後ですが、あんまりこういうの苦手なんですけど、支出に関するポイント利用について。

最近どこに行っても、何々カードありますか、ポイントカードありますかかっていうことを盛んに言われて、よく考えたらうちは130億の予算を持って支出をする中で、一般の備品とかそういうもので決済をすることでポイント還元をしてもらって、それをまた再利用するということができないものだろうか。結構な額になると思うんですね。今もそこにも書いてあります航空券もしかり、そういうものをやはりためていくことで、そういう財源を確保できるし支出を抑えることもできる。

それは福岡県の小川知事もそれをして、昨年30万とか40万の額になったそうです。佐賀県あたりもやっぱりこういうことをしながら支出を抑えているということを耳に目にしましたので、うちの町でできないものだろうかということなんです。

まずこの辺、単純に行政がこういうことができるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。現在、町の支出でポイント還元されているものは、公用車のETCカードによる有料道路の使用料のみでございます。内容としましては、ETCのカードごとにネクソ西日本、東日本、中部も同様でございますが、運営する高速道路を使用した場合、使用料10円につき1ポイントが付与されております。それが5,000ポイントたまりますと5,000円還元されることになっております。翌月以降の使用料から相殺をされます。ポイント分の金額が差し引かれた金額が請求されるということになっております。

なお、支払いにつきましては、クレジットカードではなく請求書による口座振替でございます。現在はこれのみでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 可能なのか可能じゃないのかってところなんです。今言って請求書来ました、じゃあ、いついつ払いましたっていうのは、そりゃわかるんですよ。ただ、これは自治会でも結構話があったらしくて、例えば自治会で何か物を買う。例えば、私がナフコとかに行行って買ったときに、ポイントカード必ずありますかって、持ってないですけど、そういうふうにポイントを付ける、領収書持って行ったら、そのポイント、幾らついているってのもだめっていうような話があったらしいんですね、差し替えてもらったりと。それだったら町としてもそういうもので支払いがあるのであれば、ポイント還元できれば物も買えるし、次に使えるっていうことで思いました。

特に航空券、マイルカードっていうのも非常に今、はやっているというかですね、通常使っているみたいなんです。ですから町長とか、例えば職員もそうですけど、出張に行ったりするときにマイルポイントってのはたまると思うんですよ。今、現在はどうしているんですかね、何もしないで、ただ航空券買っているだけなんですかね。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。航空券の旅費につきましては、一応、旅費の高額の場合は概算請求払いというのがございまして、各航空会社もしくは旅行会社のほうから本人がいついつ、例えば北九州から羽田までと羽田から北九州までの見積書をもらうようにしています。その金額に基づいて旅費規程にありますけども、航空運賃につきましては実費精算になっておりますので、その金額で概算請求していただくようになります。あくまでもお金のほうが概算請求で現金を職員のほうに支給して、最終的にはその現金を職員のほうが旅行会社等に支払って領収書をいただいた分で、最後に旅行っていいますか出張が終わりましたら精算をしていくという形をとっておりますので、法人会員のカードですかね、例えばJALとかスタンプライヤーとか、北九州から出ている分があるんですけども、そういう分のカードで支払い等は行っておりません。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） もったいないですよ。やはりマイルカードがたまれば、町としてももうかるし、そういうものがたまって、またそれで法人カード——すみません、法人カードでもつくれるんですか、これ。つukれない、追って調べてみます。

企業はありますけども、行政として法人カードというのは、なんか行橋とかどっかであるような話はちょっと聞いたことがあるんですが、そこがあれば人事でも管理をして町長の出張なり副町長の出張なり管理すれば、大概にたまるやないですか。今、福岡、北九、東京でやっぱりポイントたまるでしょ、行くだけで。決まっているわけですからそれがどんどん還元できていくことです。

町長、でもこれ、そう思いませんか。町長はマイルを職員が預かって、マイルポイントで、それだけでたまるわけですよ。今、課長が言うように支払いはいいんですよ、支払うのであればポイントためる方法もどうですかっていうことなんです。ですからそのあたり、町長、どうされているんですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には旅費は実費支払いということで、今、旅行会社に頼んで金額を、時々によって違うんですよ、料金が、時期によっては。そういう形の中で、現在やっておるということでございます。

ただし、私も自分のマイルカードを持っていますんで、それはそれで使わせてもらっております、実際。そして今ようやく、何と申しますかサクララウンジというラウンジが使えるようになりました、逆に。そこに行って休憩をできるという形でございますけど、それによって若干品物も買えるような交換できるようになってはございますけども、基本的には旅費はもう個人に支給したものであって、個人があとの利用はどうしようかというふうな形で、今、取り扱っているというのが現状でございます。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。工藤議員さんが今おっしゃられましたように、例えば行橋さんとかがもし使用しているということであれば、行橋さんのほうの人事担当に聞きたいと思います。民間のほうは民間で「〇〇株式会社」という形で法人のカードを持っていて、その法人のカードに、例えば社員が、私たちが乗る場合であれば「〇〇太郎」とかいう形の分の名前がなっているので、それに登録された方に対しての法人のカードでポイントがつくのではなからうかなと思いますので、そういうほとんどの北九州で利用だと思っておりますので、北九州の航空会社等にも問い合わせをしてみますし、近隣の市町村でそういう形の分を運用がやっているのかどうかというのはちょっと調べてみたいと思います。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**5番 工藤 久司君**） こういう質問をしているので、できればそれぐらいをちょっと調べてほしかったし、ちょっと残念な感じですね。

で、今、町長がその出張に行くのに町長のマイルでためてそれをこう、ずっとその業務だけで使っているんですけどというのが、個人でためるっての、あれ、マイルポイントってのは金券にもなるんですね、商品券にもなるし。ましてやそういう次には航空券にもかえられるしということ、やはり、そこは町長個人ではなくて、やはり公金で行くわけですから、それを町長のためて、激務をしてるからね、サクララウンジに行ってもいいでしょうけど。それは基本、人事なりがやはりその航空券を手配してということなので、そこはちょっと非常に疑問なところじゃないですかね。どうでしょう。公金を使って行って自分のポイントにためて、それで利用する。僕的には非常に気色悪いところがあります。

この間の新聞で、屋久島の町長が、町長、もう御存じだと思う、屋久島の町長が職員からもらった航空券を空港に行ってシルバー割引にかえて、差し引き額を自分の懐に入れとって、何か35万円返したと。でも調べる住民から何かいろいろ刑事告発か何かされているみたいです。総体的にはウン百万くらいあったんじゃないかって報道をちょっと見たときに、それとは違うのかもしれないけど、だから非常に気色悪くないですか。僕は気色悪いと思う。だって、それで自分

で私用で使ったらですよ、っていう話になっているのかなっていないかわかりませんよ、わからんですけども、それはちょっと気色悪いと思いますけど、町長どうですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、旅費規程によっても現金支給と、いわゆるかかった経費を支給するという形、あと基本的には私、今マイル使っていますよね。これは個人的なものだという考え方で、お金をもらったものから個人的にマイルに使ったという感覚で私は今使わせてもらっているというのが現実でございますし、変えるとすれば、旅費の支給の方法を変える形しかかなり得ないと思いますね。旅費規程を変更していくと。ただし、この飛行機に乗る場合は個人の名前になるんですね。ここのところはどうなるのかな、役場の名前じゃないんですね、基本的には。だから、旅費規程という形の中で個人にも一応かかった金だけ支給すると。じゃあ、マイルを全部役場に返せって返せないですよ、この分はね。そこんところはちょっと矛盾するかもわかりませんが、現在の規程では、今のままでそうせざるを得ないかなと思っておりますし、個人的な用で自分で飛行機代で行ったときは、当然またこれも使いますし、その一応旅費をもらったから、それはもう個人のものだという、今、考え方でおります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） いや、個人のものじゃないでしょう。だって、役場のお金で出張に行くと、そのマイルポイントが個人のものになるのであれば、これはちょっとね、見解の相違といえばそうかもしれない。そこはやはりね、何でこんな質問をするかっていったら、先ほど来、私もそう、宗議員も、やっぱり池亀議員もいろんなことを要望するやないですか。でもやはり要望するのは簡単なんです、町長、よく言うけど。でもそれには財源があるんですよ。やけ、その案を少しでも絞り出す方法としてね、職員の数もそう、こういうものでもそう、細かいことかもしれないけども、こういうことから始まっていくんですよ。ですから、町長が今、自分のもらった、旅費規程に合わせて自分でポイント、マイルカードを自分で使うっていうのは、僕はね、非常に僕は嫌だなと思う。ここは職員も考えとったほうがいいですよ。これはほんとに。違法という言い方は町長悪いけど、ほんとにどうなのかっていうことを考えたほうがいいですよ。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） マイルをもらった分を役場に返還するという形をとれば、じゃあ、いいというふうな形になるんですかね、逆に。それはちょっと、じゃあ、点数やるからっていうのも役場のほうにはそのマイルの変更をできない形に、使えない形になりますし、そのところは個人とのね、難しいその判断なんですよね、じゃあもう行くなっていう話になるよね、逆にね。もう、その難しいよね、この判断ね。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 全然、町長難しくないですよ。だから、例えば町長、マイルカードを役場が預かってそれを管理すればいいんですよ。それで旅費にすればいいじゃないですか。全然難しくないです、県はそうしていますよ。

県の人事課は、小川知事の県のまだその法人のやつはしてないらしいです。知事のやつを管理しているそうです、人事が。で、ポイントがたまったらそのポイントを利用して出張、航空券を買ったりしているそうですよ。難しい話じゃないですよ。

今、町長が個人的に使っていることだからみたいな、旅費規程でみたいなのが、もう通用する話であれば役場の職員もですよ、自分のマイルカードで出張に行って自分のポイントでためて、個人的に旅行に行ったってのがいいわけですよ。いいですかね。僕はいいとは思えない。だからこそ、法人カードをつくるなり、ちゃんと人事は管理するなりしたほうが、先ほどの屋久島の話もあるし、疑われなくて済むわけですよ。それで財源が生まれるじゃないですか、たった何万かもしれないけども。そこが、町長、うちの町には（ ）欠けているところやと思う。やはりその予算に対する、もっとやっぱり厳しい使い方というか管理というのを徹底していかないと、本当に町長が債権団体みたいな言葉を発したから、債権団体ならないように注意していきます、みたいな発言をしたからこそ、やはりそこはやってほしいし、やらなければいけないところだと思います。

課長、本当にこれ、いいのか悪いのかちょっと調べてください。それと、法人カードもできるかできないか、やはりせつかく質問したんやから、それぐらい回答がほしかったんですけども、回答がないのであれば調べてください。そこはちょっと注意しとったほうがいいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 法人カードでね、飛行機を購入すると、そういう形になれば、それはそれでその方法が一番いいと思うんで、できればそういう形にすればですね。しかし、それができないという形になれば、今言った旅費規程でそれしかもうこれはもう、回収のしようがないんですよ、基本的には。現金をかかっただけ請求書を旅行社が来ます。その分をマイルを差っ引いてというわけにはいかないと思うんで、そこんとこどうなるかなと思うんですけど基本的には。そこもまた研究課題にさせてもらいたいと思います。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 疑われるべきことはしなくて、そこは町長も職員も襟を正してください。町長のそういうものを、今まではそうしよったかもしれないけども、やっぱりどうなのかちゅうところは、やっぱり僕は非常に微妙な感じがします。そこは職員のほうできちっとどうなのかちゅうことをやっぱり検証して、今後の旅費規程なりそういうものに反映していただ

きたいということをお願いしまして終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これで、本定例会の一般質問は終わります。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時00分**散会**
